

---

令和6年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和6年3月18日(月曜日)

---

議事日程(第3号)

令和6年3月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 尾元 武君
12番 荒川 政義君	13番 久保 雅己君
14番 小田 貞利君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員 …………… 大原 秀三君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 星野 朋啓君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中元 辰也君

産業建設環境部長	……	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	重富 孝雄君
上下水道部長	……………	山本 正和君	統括総合支所長	……………	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	山中 茂雄君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君
政策企画課長	……………	中原 藤雄君	農林水産課長	……………	中村 晴彦君

---

午前9時30分開議

○議長（小田 貞利君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（小田 貞利君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は8名であります。通告順に質問を許します。4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ちょっと花粉症がひどくて、聞きづらい点があるかと存じますが、よろしく願いいたします。

まずはじめに、令和6年1月1日の能登半島地震により令和6年2月16日午後2時現在で241名の貴い人命が失われ、また、翌令和6年1月2日には、被災地へ救援物資を届けようとしていた海上保安庁の羽田空港地上衝突事故で5名の方がお亡くなりになりました。謹んでお悔やみ申し上げます。

また、被災された方々、現在も避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。2点ございます。

まず、1番目でございます。

大島大橋の老朽化についてということで、大島大橋が昭和51年に建設され、今年で48年になります。県が維持管理されていますが、一般的に橋りょうの耐用年数は50年とされています。

また、最近では能登半島地震などの自然災害も頻発しており、さらに東南海・南海地震のことを考えると災害時の生活を心配されている方もおられます。

以前、町長が議会で架け替えの話をされましたが、本町の将来図を想定した現在の町長の考えを伺います。

まず1点目が、災害時、長期不通の際の対処をどのように考えていますか。

2点目、橋りょうの耐用年数に対し県への働きかけをどのように考えていますか。

3点目、維持管理について、町民への説明をどのように考えていますか。

4点目、他の自治体の情報をどのように取得していますか。

2番目の質問といたしまして、病院再編計画の進捗状況についてでございます。

局内の職員向けに病院事業経営強化プランの説明会が行われました。説明会の資料から、本町における経営強化を成し遂げるためには、まずは労使の協調が急務であると考えますが、病院事業局の認識に疑問を感じています。ついては、次の4点についてどのように考えているのかお伺いします。

1点目、後ろ向きな発言が多かったと聞いています。説明会の位置付けをどのように考えていますか。

2点目、会議で職員が発言した内容を今後どのように活用していきますか。

3点目、管理をする立場の方が職員の声を聞くというのが一般的と思われそうですが、意見があるときは事業局へ教えてくださいの発言についてどのように考えていますか。

4点目、東和・大島病院での受入協力体制の協力の言葉の意味をどのように考えていますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員の大島大橋の老朽化についての質問にお答えをいたします。

大島大橋は、令和6年7月に架橋から48年となります。本町と本土をつなぐ唯一無二の公共施設の橋りょうでありまして、本町にとって、なくてはならないものであります。

平成30年10月に貨物船が橋りょうに衝突したことは、いまだ記憶に新しく、大島大橋が周防大島町の大動脈であることを再認識させられました。

1点目の御質問の災害時に長期不通となった際の対処については、海路による支援を要請することになるかと存じます。民間船の借り上げや周防大島松山フェリー株式会社へのフェリーの増便、柳井港との折り返し運航の要請、国や山口県への支援要請などで対応することとなると考えております。

しかしながら、大島大橋に影響が出るような災害であれば、被災範囲も相当に広がることが予想され、町外からの支援が遅れることも想定されますことから、やはり重要なのは日頃からの備えや防災啓発であり、今後も啓発に努めてまいります。

2点目の橋りょうの耐用年数に対する県への働きかけについてでございます。

山口県土木建築部道路整備課では、県が管理する橋りょうの長寿命化を図るため、山口県橋梁長寿命化計画を策定しています。さらに、離島架橋や長大橋に関しては、個別に補修計画が作成

されています。

大島大橋についても令和4年度に個別補修計画が作成され、計画期間100年、計画の見直し10年以内とし、2031年までに一定の大規模修繕を完了し、2032年からは予防保全型の維持管理を実施していく方針が示されています。

大島大橋は国道であり、県による維持管理・修繕が行われますが、最も影響を受けるのは周防大島町民であることから、今後も山口県と情報を共有するとともに、必要な要望等を適宜行いたいと考えております。

3点目の維持管理についての町民への説明についてでございます。

県に協力を仰ぎながら、県が策定した山口県橋梁長寿命化計画や大島大橋個別補修計画の周知に努めたいと考えております。

また、新年度当初予算（案）の概要にも記載をしておりますが、町内で行う有識者意見交換会においても大島大橋についての意見交換を予定しておりますので、その状況についてもできる限り公表してまいりたいと考えております。

4点目の他の自治体の情報の取得方法についてでございますが、山口県が管理する16か所の離島架橋や長大橋については、それぞれに個別補修計画が作成されており、県ホームページ上に公開されておりますので、これにより情報の取得は可能でございます。また、他県においても同様にホームページ上からある程度の情報は取得可能となっております。

御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） 竹田議員の病院再編計画の進捗状況についての御質問にお答えします。

まず、後ろ向きな発言が多かったと聞いています。説明会の位置付けをどのように考えていますかとの御質問についてですが、職員説明会につきましては、周防大島町病院事業経営強化プラン（素案）の周知及びプランに関する意見を求めるため、令和6年1月に各施設で計7回開催し、125名の職員が出席しました。

本町の人口減少に伴う医療・介護需要の減少により、これからの病院事業局の運営は大丈夫なのかという不安の声や、現有施設の統廃合が必要ではないかとの意見、また、現場では今でも頑張っており、なお一層頑張るためには目標数値を明確に示してほしいなど、前向きな意見もありました。

次に、会議で職員が発言した内容を今後どのように活用していきますかとの御質問についてですが、経営強化プランや令和6年度予算（案）において目標数値としている患者数・施設利用者数や単価等について、月次決算を分析のうえ、毎月開催する施設長等会議などにおいて協議し、

P D C A サイクル——プラン・ドゥ・チェック・アクションサイクルを回すことにより、病院事業局全体の経営改善を図ります。

次に、管理をする立場の方が職員の声を聞くというのが一般的と思われませんが、意見があるときは病院事業局へ教えてくださいの発言についてどのように考えていますかとの御質問についてですが、業務改善を図る場合は、現場の意見は大変重要となるため、経営強化プランの説明会にあわせて意見交換を実施したものです。

最後に、東和・大島病院での受入協力体制の協力の言葉の意味をどのように考えていますかとの御質問についてですが、入院治療の必要な患者さんについては、橋医院を無床化するのにあわせて、引き続き東和病院、大島病院で患者さんを受け入れる協力体制をとってまいります。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 町長、山中病院事業局総務部長、ありがとうございます。それでは少し再質問させていただきます。

大島大橋の架け替えの件の中身はよく分かりました。長期不通の際は海路、当然そうなるんだろうと思いますけれど、フェリーとかを使って町民の生活が困らないように、ぜひお願いしたいと思いますけれど、それにあわせて、今、2031年までは修理、維持でと言われたと思うんですが、私は、そこからの話がよく分からなかったんですが、結局は2032年以降も、架け替えをするのではなくて維持をするということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 竹田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど町長が申し上げたとおり、補修の方針でございますが、2031年までに一定の大規模修繕を完了し、2032年からは予防保全型の維持管理を実施するという県の計画となっております。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 私は、よく分からなかったです。要するに、維持をしていくということであらうということですかね。

あわせて維持管理、当然、県と町がかかわっておるんだろうと思いますけれど、国土交通省の資料によりますと、橋りょう管理には土木技術者という方がおられるんですかね。いない市町村は25%ということになってはいますが、本町には土木技術者というのはいらっしゃるのでしょうか、どうなんでしょうか。まずは、そこをお尋ねいたします。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの竹田議員の御質問で、まず橋の維持管理については、町費は一切投入することはありません。県のものでありますので、県なり国が支出するものと考えており

ます。

土木技術者につきましては、本町においては、今のところ配置はされておられません。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。

ということは、県がずっと主体的にやるんでしょうが、点検には委託点検と直営点検がありますが、結局、直営点検ということで理解をしてよろしいんでしょうか。まあ、よろしいです。

それで、維持をするということで、これはひとつ要望なんですけれど、最近の橋りょうというのは安全性がすごく高くなっていると聞いております。

1995年の1月17日の阪神・淡路大震災があったときに地盤が1メートルほど伸びたらしいんですけど、明石海峡大橋が地震で全然壊れなかったということで世界的にも有名になりました。その構造は、橋が固定されていないということで、大島大橋は当然、昔の橋で固定されておるから大きな力が来たら——今は大丈夫なんだろうけれど、それ以上の力が加わると壊れる可能性があるわけですけど、今の橋は、ほとんどが壊れないという橋らしいんです。

これから橋を架け替えるということは、分かりませんが、そういうところも考えて、先ほど町長が言われました周防大島町民の命の部分ですから、やはりそういったことも考えながら、橋の架け替えの時期が来れば、しっかりそういったことも考えていくべきじゃないかと思います。

住みたい町ということ、町長は言われていますので、町民がここから出ていかないような、やはり橋を建てるのも年数かかりますので、先ほど有識者意見交換会のことも出ましたが、ぜひとも町民の前で話をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今度は病院の関係でございます。山中病院事業局総務部長の言われたことはよく分かったんですけど、私の聞いたかったのは、そこじゃなかったんです。人口減少で患者が減少している、これはしょうがないことで、出た数値を表にして、しっかり資料としては作っておられます。これも悪いことじゃないが、患者が減少している原因は、そのほかどういったことを考えておられますか。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） 患者の減少の要因についての御質問でございます。

まずは、人口減少によりまして患者が減少するのが第1番目。第2番目は、我々も医療従事者の確保が非常に難しい状況です。特に医師や看護師などの確保が難しいというのも大きな問題でございますので、大きく言いますと、1番大きいのは、やっぱり医療需要の減少でございますけれども、大学からの派遣を含めた医師等の確保も大変厳しいのも一因になっていると考えます。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。

私はそうではないと思っており、医師の高齢化とか、医師がこちらに来ていただけないから患者が減っておるんだというように、今、聞き取れたんですけれど、そうではないだろうと私は思っております。

そういった中で、職場の問題はいろいろ私の耳にも入ってくるわけですが、先ほど職員の声の話をさせていただきましたけれど、職員が、自分たちの働く職場が、楽しいという表現はいけないのかな——元気がある、そういった職場かどうかという基準で考えたときに、職員は元気で仕事をしておられると思いますか、どんなでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） 職員に元気があるのかという御質問でございます。

まず、我々は地方公務員でございますので、法律に定めた職務命令や職務専念義務、こういった、まずは働かなければならない。そのうえで、職員に元気があるのかどうかという問題でございます。元気が出る、やりがいを感じて働けるような仕組みを我々もつくりながら、適切な休暇制度や昇進制度等も含めまして運用している状況でございます。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。ぜひ、そうやっていただきたい。

何か意見があるときは申し出てくださいと先ほども言われたと思うんですけれど、前病院事業局総務部長のときには、職場へ1か月に1回は訪問して職員の声聞きますよという話だったと思います。病院事業局総務部長が替わったから山中病院事業局総務部長がいけんというわけじゃないけれど、やはり私が気になっておるのは職場の問題、どこの職場でもいろいろな問題はあるわけで、元気にしていくために、やはり工夫が要るんじゃないかと思います。

これだけ患者が減っていく中で、職員も大分減っていますよね。私、3年前に議員になったときからすると、はるかに職員が辞めておられます。私も医療関係、詳しくないですけど、1つの組織としてこれだけの人間が辞めていくというのは、私はやはり原因は1つではないと思いますが、仕事が厳しくても職員自身にやりがいがあれば、辞めるのではなくて、前向きな工夫とか、話が出てくるんだろうと思います。そういったことも含めて、ぜひとも職員とのコミュニケーションをしっかりとっていただきたいと思います。用事があるときは来てくださいますではなくて、やはり定期的に行って困っとることはないかねとか、そういったことが、私は労使で必要ではないかと思っております。それぞれ課題があるのは十分分かっておりますけれど、1つの組織が成り立っていくためには、やはりコミュニケーションを深くし、お互いの話をよく聞くということが大事ではないかと思っております。

もう1つ、ちょっと視点が違うんですけれど、先ほど入院の問題が出ましたが、橘医院の入院がなくなる中で、大島病院と東和病院での協力体制をとる話をさせていただきましたけれど、

令和5年12月18日の全員協議会での説明資料、これはページ52ですけれど、病院同士の連携という言葉を使っております。説明会資料のページ8ページでは協力になっています。連携と協力って、ちょっと似ておるようで、違うんだろうと私は思っています。

ここからが、私のお聞きしたいところです。公営企業として、病院事業局は2つの病院と1つの医院を管理されとるわけですけれど、私は、全部同じ病院事業局の傘下にある医療機関だと私は思っております。それで間違いないですよ。ということであれば、連携・協力という言葉は必要ないんだろうと思います。例えば、東和病院、大島病院に空きがなければ駄目ですけど、橘医院で入院できず困っておれば、受け入れてくださいということが普通ではないかと思うんですが、そこらあたりはどうなんでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの、大島病院、東和病院と橘医院の入院患者に対する連携・協力体制についての御質問でございます。

まずは、議員おっしゃるとおり、我々病院事業局は一体的に運営しております。それは周防大島町病院事業経営強化プランにも書いておりますが、医師等のまずは兼務、そして病院事業局総務部、本部事務局としての機能、物資の購入等をしておりますので、一体的に運営しているということは、当然、入院患者についても、橘地区の患者さんが出た場合は、東和病院あるいは大島病院などで協力——あたり前の話です、協力・連携するというのはあたり前の話ですけども、プランには書かないと分かりませんので記載をさせていただいている。当然、行っていくと思っております。

○議長（小田 貞利君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 山中病院事業局総務部長、ありがとうございました。

ここで、まとめに入る前に近隣の状況を説明したいと思います。

令和6年4月から医師の働き方改革、御存知のようにはじまります。ますます業務は厳しくなるんだろうと思いますけれど、2020年以降、財政支援を行う重点支援区域として指定された13道県の21区域のうちで、再編ができたのは4区域ということになっておるみたいです。国や自治体による病院の再編等がうまくいっていない。その理由は、地元から病院がなくなることへの住民の不安からそうっておるんだということが、この間、新聞を見ておったときに出ておりました。しっかり住民の理解を得る必要があるんじゃないかと感じております。

そのような中、この近くでは下関の豊北病院の閉院とか、阿武町の福賀診療所の診療日数減とか、いろんなニュースもありましたけれど、よいニュースといたしまして平郡のオンライン診療——平郡メディテックアイランドプロジェクトということで、これも開始されるという、大変うれしいニュースだなと感じております。



そして、東和病院でもオンライン診療が開始されたということで、私も行って確認をいたしました。本当にありがとうございます。少しずつですが、こういったことが大事じゃないかと思っております。

そういったことで、これも新聞に出ておったんですが、ひとつ紹介させていただきますけれど、四国の愛媛県、H I T O病院の理事長が、今は医師に選ばれる病院にならないと生き残れないと言われております。そして、その病院はスマホを使って業務の効率化を進めておるということで、スマホで電子カルテの入力とか、全国が注目するような病院ということで紹介されておりました。ぜひとも、そういうふうになってほしいんです。

このような中で病院事業局は企業会計原則、一般原則は7原則で経営をしていくわけですが、課題をたくさん抱えていると思います。先ほども申し上げましたけれど、特に業務の効率化の面で、これは私が感じたことですが、8時間で雇用しなくてもよいような勤務状態を8時間でやったりとか、もう少し目配りをすれば、もっともっと効率化、人件費を削減できる部分もあるのではないかと思っております。

患者が病院を選びます。医者が病院を選びます。労使でよく話をして、管理の立場の方は現場主義を大切にしていきたい。職員が、元気でやりがいを感じる職場にしていきたいと強く思っております。

医師の高齢化の課題には、公立病院へ民間の医師に来ていただくなど、民間の医師との連携や協力は急務ではないかと感じています。今ある現状で何ができるか、民間医院を含む周防大島町全体でやれることが何かを真剣に考えるマネジメントが必要ではないかと考えております。

最後のまとめとして一つ、私がいつも仕事をしておるときに頭に出ておった言葉をちょっと紹介させてもらいますけれど、企業経営の言葉の企業は人なりというのは、皆さん、よく御存じだと思います。職員が十分に能力を発揮できなければ経営は成り立ちません。過去に何度もお話をさせていただいていますが、不満を感じさせないマネジメント、職員のモチベーションが上がるマネジメントが必要ではないかと強く思っています。

武田信玄の言葉に、人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵なりという名言を残しています。私、この言葉大好きなんですけれど、使用者としての人材マネジメントの要諦が凝縮されています。ぜひとも、周防大島町全体の風通しのよい、町民のための医療改革を期待して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、竹田茂伸議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、2番、栄本忠嗣議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） 失礼いたします。議席番号2番、栄本忠嗣です。よろしくお願

申し上げます。

まず1つ目の質問ですが、クラウドファンディング型ふるさと納税の導入についてお聞きします。

周防大島町のふるさと納税の過去10年の納税寄附金額、件数の推移を見てみると、順調に数字が伸びてきております。全国的にも、ふるさと納税に対する理解や取組に対する注目度も年々上がってきていると感じます。中には、返礼品の豊富さや特色、または御当地キャラクターを全面に出してアピールするなど、それぞれの自治体で様々な取組が行われております。

周防大島町でも、令和5年度、はじめての企業版ふるさと納税の受入れがありました。寄附後の使い道も示され、非常に分かりやすいと感じました。

このように、非常に需要が高く、注目もされているふるさと納税ですが、以前、使い道に関して町長の一般質問の御回答の中で、寄附金については、ふるさと応援基金への積立を行い、寄附者からの希望に沿った形で産業振興、教育振興、生活環境の整備及び防災・安全対策の推進などに基金を充当し、各種事業を行っているとお答えになっております。

しかし、寄附をした方の中には、自分たちが寄附した使い道が分野ごとの希望だけの場合、具体的にはどのように使われているのか分かりにくいという意見もあります。このタイミングでクラウドファンディング型ふるさと納税を導入し、今後、取り組んでいきたい事業、課題解決をしたい事業をプロジェクト化し、寄附後の使用目的、使用先を明確に示すことが必要であると考えます。

プロジェクトの例をあげさせていただくと、例えば、大島大橋架橋50周年に向けて町民参加型のイベントの開催や企画を支援、町の地域ねこ活動等推進事業の補助率や補助金額をあげるための支援、周防大島高等学校の学生とともに返礼品を考案し、集まった寄附金は全額、学生が考えた高校の活性化に向けた事業に活用するといった様々な支援、企画が考えられます。これは、ほんの数例ですが、アイデア次第で可能性は大きく広がります。

このように、プロジェクトを立ち上げ、目的を明確化することで寄附をする側も安心して取組を応援することができ、共感した方からのさらなる寄附金額、件数の増加につながると考えますが、執行部の見解を伺います。

続きまして、2つ目の質問ですが、町有地を活用した若者定住促進についてお聞きします。

現在、周防大島町では若者定住促進住宅建設事業として、大島地区へ第3期分12戸、浮島地区へ4戸、若者定住促進住宅を建設しておられます。特に大島地区の明新住宅におきましては応募率も高く人気があるため、第4期分まで計画され、町の定住促進施策が効果をあげておられると考えますが、同時に町内全域での住宅の建設を望む声もお聞きします。予算には限りがあり、用地を整備し住宅まで町が建設する施策を、大島地区のほかに久賀地区、橘地区、東和地区に広

げ展開していくことは難しいと感じますが、町は令和3年度に、森地区で若者定住促進住宅用地として10年間、貸付期間経過後に無償で譲渡を行う施策を行い、こちらも若者世帯が4戸、住宅を建設され生活をされており、確実に定住につながり成果を上げておられます。このような事例を積極的に進めていくことで、町は住宅を建設せずとも所有している遊休地を有効に活用し、予算を抑えながら、若者定住促進施策を町全域に広げることができるのではないかと考えます。

周防大島町では、公有財産適正管理基本方針においても、未利用財産の維持管理業務と管理経費の増加という項目の中で、単に財産を保有維持するだけでも、草刈りなどの管理業務が増大し、管理業務経費が必要になっているといった旨の記載があります。

また、未利用財産利活用の基本的な考え方として、将来的な利用計画がある場合であっても、当面の間、供用予定の無い財産については、民間等への貸付けによる財産の有効活用を図る。また、民間の需要が無いために売却が困難な財産についても、貸付けにより活用を図るとあります。

私が当時所属していた行政・病院事業改革特別委員会においても、令和2年度から、この未利用財産、特に遊休地の処分計画と今後の利活用について協議され、令和4年12月に行政・病院事業改革特別委員会調査研究報告書の中で、使用していない建造物や遊休地は広く町内外に公表し、売却のほか貸付けや無償譲渡、太陽光発電等による利活用も含め、早急に処分計画を策定することと記されました。これらの課題を解消するために遊休地を活用し、町内全域に若者定住促進施策を広げながら維持管理費用を削減する、これは2つの課題を一気に解決できる施策であり、先ほども申しましたように、町では既に森地区で実施されておられます。この効果を上げられている施策を止めることなく、積極的に進めたいと考えていますが、執行部の見解を伺います。

以上2点でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 私からは、栄本議員のクラウドファンディング型ふるさと納税の導入についての御質問にお答えをいたします。

まず、議員がおっしゃられましたとおり、ふるさと寄附金も大口の寄附を除いて、少しずつではありますが年々増加傾向にあり、また、本年度におきましては企業版ふるさと納税の御寄附もいただき、自主財源に乏しい本町にとりましては貴重な財源となっております。御寄附いただきました皆様や企業に対し、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、クラウドファンディング型ふるさと納税の導入をとのことでございますが、現在、本町が導入しているポータルサイトの1つであります、ふるさとチョイスを提供する株式会社トラストバンクがはじめたサービスで、ガバメントクラウドファンディング型のふるさと納税がございます。一般的なクラウドファンディングと違い、自治体がふるさと納税制度を活用して行うクラ

ウドファンディングとなります。これは、自治体が抱える地域の課題解決や魅力発信のため、寄附金の目標額を設定し、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みとなっており、寄附者にとりましては地域貢献へつながる取組を応援できることに加え、ふるさと納税による税金控除を受けられるメリットがございます。

御提案をいただきましたクラウドファンディング型ふるさと納税の導入につきましては、本町が抱える課題解決や未来へのまちづくりへの取組をプロジェクト化していくことにより、新たな財源の確保とともに本町の魅力を発信する機会として、今後積極的に取り組んでいく必要があると考えておりますので、まずは何が課題で何を実現したいのか、また、その実現にどのような手段を使い、寄附金をどのように活用するのか等をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 栄本議員の町有地を活用した若者定住促進についての御質問にお答えいたします。

現在、日本全体が人口減少社会に突入している中、本町においても、昭和55年以降、人口減少が続いており、同時に少子高齢化が急速に進行していることにより人口構造が変化し、まちの活力やコミュニティの維持についても難しい局面を迎えております。

こうした状況の中、定住を希望する若者への住宅用地の提供は、確かに定住につながるものと考えております。

周防大島町の公有財産適正管理基本方針では、将来の利用計画が定められていない未利用財産について、土地の所在、形状、立地条件等の調査を行い、個々の財産について行政上の将来的な必要性を総合的に検討し、利活用を進めるとされております。

貸付けによる活用につきましては、原則として公益的団体等が公益性、公共性のある目的で利用する場合に限って貸付けを行ってききましたが、今後は貸付対象財産を公表し、平等な申込みの機会を確保することで、用途目的を限定せず、幅広く貸付けをする方針が示されていることから、栄本議員からの未利用町有地を若者定住促進住宅用地としての貸付けを町内全域で考えられないかとの御質問に対しましては、貸付けを検討する事業の1つであると考えられます。

しかしながら、現在、貸付けを行っております森地区の若者定住促進住宅用地のような、利便性があり、土砂災害等の危険性が低く、あわせて全体で約2,100平米の面積を有し、これを進入路及び5区画に分筆が行え、最終的には譲渡ができるような利活用できる未利用地がないことや、まとまった面積ではないが、住宅用地として利活用の可能性がある土地では、帯に短したすきに長しといった中途半端な面積の土地や、土砂災害特別警戒区域に含まれるものなど、若者定住促進住宅用地としての利活用が難しいものと考えております。

このようなことから、今後、建物の老朽化等による解体等に伴い、利活用が可能な用地が確保された場合、若者定住促進住宅用地としての利用も含めた利活用の方法を考えてまいりたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） 御返答ありがとうございます。まずはクラウドファンディング型ふるさと納税に対して積極的に取り組んでいく必要があると、そして何をプロジェクト化していくかということを検討していただけるという、大変前向きなお答えをいただき、ありがとうございます。

プロジェクト化を検討していただくのも本当に大事なことだと思うんですが、すぐに結論は出ないかもしれませんが、ぜひ、私の希望としては導入は早い段階、できれば来年度中、また再来年度はじめには導入していただきたいと思います。なぜなら、導入してから実際に受入れがされるまで、具体的にプロジェクト化するのは時間がかかると想定されます。冒頭の質問でも説明しましたが、企業版ふるさと納税も令和5年度にはじめて受入れがありました。実際にはそれ以前に導入されてから、数年後に受入れがされるという流れがありました。

まずは導入をしていただき、その後は部、課を横断して様々なアイデアを出していただく。町民からもアイデアを募集する。現在、ふるさと納税の返礼品を担当されている業者の方々の意見も取り入れる。先ほど申しましたが、町内の学生と共に企画を考えるなど、可能性は大きく広がると考えます。

まずは導入をしていただき、それからプロジェクト、アイデアを募集して考えていくというような流れが大切かと思えます。まずプロジェクトありきで考えますと大変時間がかかる、それだけ遅くなってくると思えますので、できましたらまずは、導入から考えていただき、そして、ぜひ全庁的に取り組んでいただけたらと思えます。

続きまして、町有の遊休地を活用しての若者定住促進についてですが、先ほど御回答の中で2,100平米の土地、5区画の未利用地というお話が出たかと思えますが、そして解体を含めというようなお話が出たかと思えますが、私の考えでは解体を含めるとかなりの時間がかかりますし、実現までにいろんなハードルも出てくると思えます。そのような広大な面積の土地を使用してというのは、私も想定しておりませんし、大変難しいと理解しております。周防大島町若者定住促進住宅（明新住宅）や森地区若者定住促進住宅用地の貸付けのように、まとまった用地や住宅を希望して質問をしたのではなく、町有地を活用した事例として取り上げさせていただきました。別々の地区であっても、1戸ずつ住宅を建てることのできる土地の面積を用意できるなら、町の貸付募集に対して申込みはあるのではないかと思います。できましたら、できる範囲、活用できる遊休地からどんどん取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、未利用財産、特に遊休地の有効活用は町が長年抱えている課題であり、基本方針で示され、委員会等で話し合いが行われながらもなかなか進んでいない現状に対してのお考えと、また、若者定住促進施策も公平に周防大島町全域で取り組んでいただきたいという意見がある中で、今後の若者定住促進施策をどのように進めていかれるのか、藤本町長からお答えいただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 栄本議員より御質問いただきました、この2点につきまして、まずはクラウドファンディングについても、栄本議員から御提案をいただきました、例えば大島大橋架橋50周年の記念であったり、地域ねこ活動等推進事業であったり、周防大島高等学校との連携ということもいただきました。

古くは、このクラウドファンディング以前の形という、それぞれ募金を募ってというようなこと、寄附を呼びかけてということがあったかと思うんですが、今はクラウドファンディング、そしてまた自治体によるクラウドファンディングということも可能性が広がってきています。それは募金という形をさらに発展をさせた目的別ということで、寄附をしていただく方が、そのように目的をはっきりと示しながらできるということが非常に進化をしていると思います。

さらに、本町におきましては、いろんなアクティビティであったり、スポーツのイベントであったり、そしてまた、何より周防大島町地家室園地拠点施設であったり、そういった施設をしっかりと応援をしていただけるような形を取っていけるとありがたいなと思っています。

あと、教育であったり、ハワイのことであったり、そしてまた自然環境であったりという様々な目的を提案できることもありますので、御指摘、御提案をいただいて、誠にありがとうございます。そちらも進めてまいりたいと考えております。

そして、町有地の活用ということでございますけれども、こちら議員御発言のとおり、大きい土地でなくてもということでお話をいただいております。私も様々な、今あるところ以外からも、こういった住宅があればいい、住むところが欲しいという若い方からのお声はいただいておりますので、いろんな可能性をしっかりと見極めて、今、町有の未利用の土地をしっかりと利活用していくということも、しっかりと想定をして、執行部で検討してまいりたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 以上で、栄本忠嗣議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今日には防災対策と行政委員会について、2点ほどお尋ねをいたします。

まず、防災対策と自活力のあるまちづくりということで質問をさせていただきますが、防災計画について、その防災計画云々という御答弁は結構なんで、必要ありません。

住民の方が能登半島地震とかを受けて不安が高まっている、今後、南海トラフ巨大地震の危険性も言われている中で不安も高まっていると思いますので、そういった住民の方の安心感が少しでも高まるような御答弁、具体的には、要するに今現在の防災対策、例えば備蓄でどれぐらい——先ほど大島大橋の議論もありましたけれども、周防大島町が孤立した場合に、どれぐらい耐えられるのか。海からのという御答弁もありましたけれど、港湾施設も当然被災を受ける。能登のように海底が4メートルも隆起して、港が使えないというような事象も起こるわけですから、完全に孤立した場合にどれぐらい耐えられるのか、何日ぐらい耐えられるのか、その辺の備えがどれぐらい今現在できているのか。もちろん住民の方、自らのそういった対策も必要になってくるというふうに考えられますので、そこを具体的に御答弁いただきたい。

その一方で、孤立という——もう1つは長い視点からの議論になるんですが、このテーマにありますように自活力のあるまちづくりということで、やっぱり日頃から産業とかエネルギー、こういった面で自立できる、そういったまちづくりに取り組んでいく必要があるというふうにも考えておりますが、こういった点について、町長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

もう1つの視点は原発の問題なんですが、四国電力伊方原子力発電所が被災した場合50キロメートル圏内に入りますので、万が一、全島避難ということが起きた場合に、具体的な避難計画というものがどの程度想定され、立てられているのか、その辺を御答弁いただきたいと思います。

2点目の行政委員会の委員の報酬と懲戒基準等についてということなんですが、こちらについては条例で報酬の基準が定められておりますが、これがどういった積算根拠とか手続を経て定められているのかというところを御答弁いただきたい。その報酬基準に基づいて報酬が支給されている行政委員会の委員がどのような勤務実態があるのか、その辺も簡単に結構ですので、共通するところだけ、個々に、全部の委員について個別に答弁は要りませんので、共通するところで御答弁をお願いしたいと思います。

それともう1点は、この行政委員会の委員、特別職の公務員になりますので、この委員についての懲戒基準というものがあのかないのか。あれば、どういったものがあるのか、その辺を御

答弁いただいて、あと、町長の任命によって、この行政委員が委嘱されているわけですから、例えば、そういう懲戒にあたるようなことが起きた場合に町長がどういうふうな任命責任を果たされるのかどうか、その辺について御答弁をいただきたいと思います。

前回は聞かれてもいない方が聞かれてもいないことについて御答弁をされて時間を浪費したということがありますので、今回は適切に簡潔に御答弁をいただいて、効率的な議論になりますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 私から田中議員の防災対策と自活力あるまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年から150年周期で発生をしており、日本各地に大きな被害をもたらしたとされておりまして、震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれております。

国の地震調査研究推進本部によると、南海トラフ巨大地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度、地震規模はマグニチュード8から9クラスと予想されています。この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害をはじめ、長周期の揺れに反応しやすい長大橋などの構造物への影響が大きいとされるとともに、大規模な津波の発生も危惧されています。

このことから、本町においても大規模災害等に平時から備え、強さとしなやかさを持った安心・安全な地域・経済社会を構築するため、本町における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、周防大島町国土強靱化地域計画を令和6年1月に策定をいたしました。この計画では4つの基本目標、8つの事前に備えるべき目標と34の起きてはならない最悪の事態を設定し、取組を推進していくこととしております。

次に、避難所及び水の確保並びに備蓄の状況でございます。現在、町内には141か所の指定避難所がありますが、それらの避難所には水や非常食の備蓄は行っておりません。飲料水・非常食等については、町民の皆様全員分の備蓄をすることは現実的には難しく、現在、山口県大島防災センターで備蓄しておりますが、コストやスペースの問題で十分な数の備蓄に至っていないのが実態でございます。

また、備蓄ではございませんが、毎時4,000リットルの浄水機能を有する浄水器を各防災倉庫内に配備しているほか、民間事業者との協定の締結、災害時協力井戸の登録についても継続して取り組んでまいります。

また、令和6年3月15日には、国土交通省中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所及び周



南市と連携し、災害による断水を想定し、緊急支援物資の輸送訓練を実施いたしました。当日は、国土交通省が所有する港湾業務艇おおつにより周南市から水を輸送し、椋野漁港で水を受け取る場所までの訓練を行っております。

また、水に限らず、災害時に必要な物資は多岐にわたります。そこで、重要な観点の1つが、自分の命は自分で守る、いわゆる自助の考え方であろうと思います。各家庭において何を備えるべきなのか、発災時どのように行動すべきかなどの防災啓発をさらに充実させ、町民の皆様一人一人が防災について考えていただく、そして備えていただくことが最も減災につながると考えております。

令和5年11月5日には、町全域で地震、津波を想定した防災訓練を行い、令和6年2月23日には、岩手県釜石市から講師をお招きして防災講演会を開催し、東日本大震災での教訓を講話していただきました。

一人一人が災害に備え、また、周防大島町ならではの人や地域のつながりを啓発・醸成していくことが、自活力の向上につながると考えております。

次に、伊方原子力発電所が被災した際の避難計画についてでございます。国の原子力災害対策指針で避難計画の作成が義務付けられているのは、原子力発電所から30キロ圏内、いわゆるUPZ（緊急防護措置を準備する区域）に位置する自治体とされています。

また、同指針において全面緊急事態となった場合、UPZ（緊急防護措置を準備する区域）内の住民は屋内退避し、放射性物質や放射能の影響を避け、その後、環境中に放出された放射性物質のモニタリング結果が一定以上に上昇した場合には、国の指示、支援を受け、一時移転を実施することとなっております。

本町は、伊方原子力発電所のUPZ（緊急防護措置を準備する区域）圏内に位置していないことから、地域防災計画等で原子力災害対策編は策定をしております。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の行政委員会の委員の報酬と懲戒基準等についての御質問にお答えいたします。

はじめに、周防大島町報酬及び費用弁償条例で規定する行政委員会委員等の報酬についての御質問にお答えをいたします。

報酬の額につきましては、地方自治法第203条の2第2項の規定により日額とするものと、同法第203条の2第2項ただし書の規定により年額または月額とするものに分けて規定をしております。

日額支給としております職名は52件で、監査委員、選挙時の投開票に関わる者、介護認定審査会委員、障害者自立支援審査会委員長・委員、福祉事務所嘱託医を除く38件の職名につきま

しては1日あたり5,000円で統一をしております。

年額または月額としているものは9種12件で、教育委員会（教育委員会法）や選挙管理委員会（地方自治法）、農業委員会（農業委員会等に関する法律）など、法律の規定により設置したものが主なものとなっております。

まず、報酬の対象となる勤務実態については、基本的に会議等へ出席し協議に参画いただくことが勤務実態となりますが、それぞれの委員会等所掌事務によっては、調査業務、相談業務及び管理業務などが対象となるものと認識をしております。

次に、報酬額の根拠及び決定の経緯でございますが、報酬額を1日あたり5,000円としているのは会議等への出席に対する日当として設定をしており、平成16年度の合併時よりこの額とし、その根拠については明確なものはございません。日額5,000円以外の職名の報酬額については、全庁的な基準は設けておりません。個別の職名の所管課において決定しており、法令及び県や他市町の状況などを加味して決定されたものと認識をしております。

続きまして、非常勤特別職に該当する行政委員会等委員の懲戒基準等についての御質問にお答えいたします。

非常勤特別職は、地方公務員法第4条の規定により、同法の規定は適用されません。したがって、同法を根拠とした懲戒処分を行うことはできません。法令等により設置された非常勤特別職に関しては、基となる法令等により免職や失職に関する規定が定められている場合には、その規定により懲戒処分と同等の効果を与えることが可能であると認識をしております。

次に、任命責任については、当然のことながら任命権者にその責任があるというふうに認識をしております。

また、非常勤特別職がその職務に関する訴訟の当事者となった場合の対応原則についてでございます。職務に起因して提起された訴訟の場合は、原則として一般職と同様に個人ではなく、その所属する組織、またはその代表者が被告となるものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、防災のほうなんですけど、要するに町が確保している備蓄というのは最低限ですと、肝腎なのは町民の方一人一人が備えることという御答弁だったと思いますが、そうであれば、やっぱりそういうことをしっかり普及啓発していかないと取り残される、周防大島町は集落が転在しているんで、避難所といっても、そこへ行くことすらできないという場合も想定されますし、物資も供給するということがなかなか難しいというようなことも十分考えられますので、やはり一人一人の備え、そこをどうするのか、どこまで確保すべきなのか。なかなか難しいとは思いますが、1つの指針というんですか、これぐらいのことはやっておいて

くださいよということを伝えていかないといけないんじゃないかなと思います。

今、何となく、町で防災計画も立てて備蓄もしています、山口県大島防災センターもあります。何となく町へお任せしとったら大丈夫なんかなというような雰囲気も感じられるので、そうでなくて、今おっしゃった御答弁のような内容の認識であれば、それをしっかり普及していかなくやいけないんじゃないかなと思います。

それも、個人個人といっても——個人個人でやるべきものというんですか、やるほうがいいものもあるし、例えばその地区の何軒か、近隣の方々と協力してやるべきもの、集落単位でやるべきもの、また隣の集落との連携でやるべきものとかいうような、いろんな切り分けが必要だと思うので、その辺は町のほうでやっぱり整理して、皆さんに提供していく必要があるかなと思います。

今、町もDXを推進しているんで、昔ながらのそういった防災計画をつくって、冊子にしてホームページで公表していますよというだけじゃなくて、このDXを使って、もっと実効性のあるというんですか、効果的な防災対策というものに力を入れていただきたいなど、これは要望になります。

御答弁の中、令和5年11月1日に防災訓練が行われましたとありましたけれど、これについても、ある自治会では——自治会というか消防団では、その防災訓練にあわせて避難誘導の担当者を決めますという通知が来たんです。お知らせには、あなたは、この地域のこの方々を避難誘導してくださいというような割り振りが決められたようなところもあるんで、それは町として、今さっき言ったような町民の方への普及啓発、意識啓発の中にそういうことも含まれるのかどうか。やはりケース・バイ・ケースではあるんですけど、原則として、例えば津波が来たというときに、例えば山側の方が海側の方を避難誘導しに行くというのは、私はこれはちょっと間違っているんじゃないかなと思うんですけど、地区によってはそういう認識を持っておられる方のところもあるんで、そういったことがないように、町としてきちっと、先ほどの話じゃないですけど、こういうことをすべきですよとか、こういうことをしたらいいですよとか、そういったことの普及、指導、そういったことを徹底していただきたいなという1つの事例なんですけれど、その辺ちょっと改めてもう1回、そういうことが適切なのかどうなのかというところを御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの再質問にお答えいたします。

消防団の対応についての御質問だったと思います。やはり、そういった事例というのは東日本大震災でも、避難誘導をするというんで山側から海側まで出向いて亡くなられた消防団の方もいらっしゃるというふうにお聞きしております。

本町においては、消防団に対してはそういったマニュアルを作成をしてお知らせをしております。やはり自分の身を、まず第一に安全に考えて対応しなければいけない。そういったものでそれぞれの津波での状況、土砂災害での状況ということで、消防団の方に対してはそのマニュアルを配付して、それに準じた対応を取っていただくようにしておりますが、いま一度そういったマニュアルの周知をしていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） そこは間違った認識を持たないように、ぜひ指導徹底をしていただきたいと思えます。

それと、自活力あるまちづくり。私が申し上げたのは、質問でも申し上げましたけれど、地域において震災対応だけじゃなくて、まちづくりの方向性として、防災力でいえばそういうのが強い、ある程度この地域の中で賄えるような、それは長期的な取組で備蓄をしようとかいう話じゃなくて、そういった観点からのまちづくり、エネルギーとか食料とか、そういったことが必要なんじゃないかなという意味なんで、その辺はまた改めて別の機会に、議論できたらと思えます。

それともう1つ、原子力発電所の関係なんですけど、30キロメートル圏内じゃないから計画は策定されていないと、必要性はないということなんですけど、50キロメートル圏内、30キロメートル以上であっても、どういう事故になるか、それは想定できないんで、避難しなきゃならなくなるということも想定しておかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、果たしてこの周防大島町の町民の方がそういったときに避難できるのかどうか、橋が通れるとしても避難できるのかどうか。南海トラフ巨大地震のような広域的な大規模災害が起きたときに、それが具体的に、例えば今日起きて、それがすぐさま対応できるのか。その間、何日ぐらいで避難ができるのか、できない可能性も私はあると思うんですけど。その辺の対応方法というのはある程度考えておかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、中国電力株式会社も、避難計画は地方自治体の責任ですよみたいなことを言うから、要するに中国電力株式会社に避難計画とかそういうことを委ねることはできないんで、やはり個々の自治体が考えておかないといけない、万が一の事故の際の対応というのは、ある程度考えておかなきゃいけないと思うんです。

もう1回、具体的ではなくても今後そういった具体的な方法を考えていく必要があるのかどうか、その辺の認識でも結構なんで、お答えいただけたらと思えます。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの再質問にお答えいたします。

先ほど町長が御答弁申し上げたとおり、現在、UPZ（緊急防護措置を準備する区域）内での計画というのが策定されることはございませんが、しかしながら、田中議員が言われるように50キロメートル圏内には本町は入っておりますので、もしそういった事態が起きると、やはり

県、当然国の情報を基に対応していかないといけないというふうに思っております。

ただ、今現在できることは、山口県では30キロメートル圏内に入っております上関町八島が唯一の対象となっておりますので、その八島の対応に準じた対応をまずはするということが基本ではないかと思っております。それが何かというと、まずは屋内退避ということの対応になろうかと思えます。

しかしながら、今後、国等の上位計画等の改定が行われた場合は、その上位計画等を遵守して、本町での対応が必要であれば、上位計画との整合性を図りながら様々な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 具体的というか、避難自体は想定されていないというような感じに聞き取れたんですが。そうじゃなくて、やっぱり想定できないんで、何があるか分からないんで、さっきも言いましたけれど海底が隆起するようなことも起きるわけで、30キロメートル圏内ということも、これはそこで切れるもんじゃないんで、場合によっては50キロメートルでも100キロメートルでも避難しなきゃいけないということにもなるかもしれない。非常に厄介な問題ではありますけれど、やっぱりそこは何も考えないというのはちょっと許されないとはいえずんで、最初に言いましたように今後そういった方が一に備えて、町民の方を少しでも安心させるような、そういった防災対策にしていきたいというふうにお願いをしておきます。

報酬についてに移りますが、まず、この報酬条例は、これは全ての行政委員の報酬を網羅しているということよろしいかどうか、そこを確認させてください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

全て網羅しているという認識でおります。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もちろん報酬は条例で定めなきゃいけないということで、報酬に関する条例はこれだけということだと思いますが。具体的に指定管理者の選定委員というのは、これはどこで定められているのか、行政委員ではないのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報酬ではなく報償で対応しておりますので、行政委員ではございません。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 行政委員であるかないかというのは、どこでどういうふうな区分けをするんですか。その定義は何ですかというのはまたの機会がいいです。今はちょっと時間が

ないので考えとってください。それで、また教えてください。

この条例の中で基本的に日額5,000円がほとんどなんですが、この中に例えば介護認定審査会委員 合議体長2万3,600円とか、障害者自立支援審査会委員長2万3,600円というちょっと突出したというか高いものがあるんですが、あと、これは年額になりますけれど農業委員会の委員、会長ですけれど、これは21万円で、能率給70万2,933円以内で町長が別に定める額というものが、5,000円のレベルとはちょっとかけ離れた金額がありますけれど、これはどういう基準で、今の介護認定だけでいいです。介護認定と農業委員会について、どういう基準で積算されているのか、そこを教えてください。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。

介護認定審査会委員 合議体長2万3,600円の根拠でございます。この報酬額の根拠につきましては、報酬決定時の文書の確認ができませんでしたので、経緯をちょっと説明させていただきますと、介護保険制度は平成4年に施行されました。それから、介護認定審査につきましては、平成11年7月から審査業務を開始しておりまして、報酬額につきましては医師の報酬単価であります1万7,000円に加えまして、事前審査を行うことから事前審査分として追加して報酬が決定されており、また、さらに合議体の長につきましては、各合議体、全部で4合議体あるんですが、この総括をする業務があることから委員の報酬に追加しているものと考えております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村 晴彦君） 農業委員会の報酬についてお答えいたします。

農業委員会の報酬については、平成16年に合併したときから全く変わっていない状態なんですが、そのときに、行政委員会についての報酬は4町の現行報酬額及び同規模の自治体の報酬額を参考にして調整するようになっておりまして、今のところ農林水産課の手元で持っている資料で分かるものはそれだけでございます。

それから、あと能率給なんですが、これは平成30年度からはじまった制度みたいです。これは農業委員に農地利用最適化を推進してもらおうということで、農業委員と農地利用最適化推進委員に対して農地の利用調整とかそういうことに対して活動を活性化させて、担い手への農地の集積・集約と遊休農地の発生防止と解消することを促進することが狙いということで国から農地利用最適化交付金というのをいただきまして、それを能率給としてお支払いするというようになっております。

この能率給の中には、これは平成30年度段階では活動実績交付金というのと、あと成果実績

交付金というのがありまして、活動実績交付金については1人あたり上限7万2,000円、成果実績交付金については残りの63万933円ということで、合計して70万2,933円以内ということになっているようであります。この1人あたり7万2,000円の根拠は、これは35人の該当する農業委員と農地利用最適化推進委員がおりますが、これは35人分で6,000円掛ける12、252万円というのが当時示されておったみたいですよ。

成果実績交付金というのは1万4,000円という基準額があって、その35人分掛ける12か月分、それに対していろいろと、どれだけその方が成果をあげたか、農地利用調整とかでどういう成果をあげたかという、いろいろな調整をする評価点のようなものがあるんですが、周防大島町の場合はこの評価点の最高額でもって評価することによって出した金額が63万933円であったということで、合計して70万2,933円となっております。

実を言うと、平成30年度から令和3年度まではこのやり方でやっているんですけど、令和4年度から成果実績交付金、先ほど言いました63万933円分がなくなりまして、活動実績交付金が残っている状態であります。それに伴って支払いの仕方も変わってきておりますが、今現在のやり方というのは、農地利用最適化交付金のうちの活動実績交付金を上限として、それを全農業委員の活動日数でもって按分して1人1人に配分していくよというようなやり方でやっております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が最初にくぎを刺したのは聞かれていなかったようですけど、私がお聞きしたのは、その単価、例えば5,000円なり、この2万3,600円、そういったことの単価の基準は何ですか。人数掛ける単価で幾らになりますとかそういう話じゃなくて、この単価の基準。

先ほどの重富健康福祉部長の御答弁じゃあ基準はないですよ、書類が見当たらないというようなことだったので、明確に、今この金額がこの基準です、こういう算定方法に基づいてこの5,000円なり2万3,600円が決められていますよというものは無いというふうに受け止めました。今の農業委員会の分も同じです。

じゃあ、この日額5,000円、たくさんありますけれど、この日額というのは、例えば8時間勤務を前提にこれは算出されているもんということで、共通してどうなのか、そこらの勤務時間は考慮されているのかどうかということのところだけ、代表で中元総務部長、お答えください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から御指名をいただきましたので、私からお答えをいたします。

この5,000円、全体でいう5,000円の根拠としては、やはり委員会とかの会議に出席する、大体2時間程度ぐらいではないかというふうに思っております。そういったことも考えると、5,000円が妥当かどうかと言われると——現時点では、会議を2時間程度というふうな想定で考えております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その根拠自体の厳格なものは、例えば公務員の時給換算したものに、今の2時間を基本にしているんなら2時間を掛けたもんですよというのがあればいいとは思いますが、そこまで言わない、原則5,000円で、それでも今の話だと大体2時間ぐらいの会議。でも、それがもっと長い時間とか短いのはあまりないかもしれませんが、もっと1日かかるよとか、そういうものはないのかどうかですね。そういうものがあるんだったら、この日額報酬というのは、金額の基準が変わってくるんじゃないかなと思うんですけど、そこらもうほとんど1時間から2時間で終わる会議ということでもいいのか。今日はたまたま4時間になりましたとか6時間になりましたとかいうことじゃなくて、基本的にそういった長い会議と短い会議があると思うんですよ、それはないと、前提として2時間程度の会議でこの5,000円というのは決まっているということで、そういう認識でいいのかどうかだけ教えてください。

いずれにしても積算の基準というのはいないんで、それを今後つくっていくか。じゃあ介護認定審査会の委員 合議体長2万3,600円というのが、例えば今の2時間で5,000円というのがあるんですから、それを基に積み上げていったら事前審査とかそういったものも、これぐらい労力とか時間を要するから、こうやって積み上げて2万3,600円になるんですよというのがあればいいんですけど。やっぱり県内で見ても結構これ高い金額なんで、2万円を超えるというのはあまり見かけませんので、ちょっとその辺の基準がやっぱり今の時代ですらないと、説明責任が果たせないと思いますんで、その辺の基準をどう定めていくのか。後づけにならんようにしてくださいね。金額ありきじゃなくて、こういう合理的な算定を基にこういう金額を算定していますと、日額報酬にしていますということを定めていただくようお願いしたいと思いますんで、その辺について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の御質問でございます。

今お話のありました介護認定審査会の委員の報酬でございます。確かに他市町の報酬が周防大島町に比べてやっぱり低いということもございますので、根拠の部分からきっちり検討してまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 誤解のないように申し上げておきますが、私は別に切り下げろと、



切り詰めろということを使うんじゃなくて、ちゃんと根拠を持って報酬額は決めてください。場合によっては、これじゃ低い、少な過ぎる、勤務実態を考えると、ほかとバランスが取れないというものもあるかもしれませんので、その辺は全体をちょっと精査していただきますよう、基準を設けていただきますようお願いしておきます。

懲戒基準については、もちろん非常勤特別職の公務員ですから、地方公務員法は適用されませんよというのは分かるんですが、私が申し上げているのは、非常勤特別職の公務員の懲戒の基準を定めるべきじゃないんですかということです。実際に定めている自治体もあります。やはり非常勤特別職とはいえ公務員ですから、そこら辺はきちっと社会に対しての責任があると思いますんで、特別職の公務員だから何もしません、何の説明もしません、実際にちょっとありましたんで、そういうことではやっぱり行政委員会の社会に対する責任は果たせないと思います。

その中で、まだ刑が確定していないから処分はできない、辞任という話があったんですが、辞任じゃないでしょと申し上げたら、いや、刑が確定していないから処分はできないんだと、確かに、その基準がないから処分はできないんです。ただ、それでは社会に対する責任が果たせないんじゃないんですかというのが、今日の議論なんです。

この点について、まず、そのときの町執行部側の説明は、欠格事由、禁錮以上はなれませんよというのがあるから、それと、その懲戒処分を一緒にたにされている、混在させているというようなお話もちょっとお聞きしたんで、そこら辺の認識というのを、まず、お聞きしてみたいなと思います。まずは特別職の行政委員会の委員に対する懲戒ということ、必要があるのかなのか、考えているのか。それと、その欠格条項と懲戒の話は別なんですよという、そういった常識はお持ちかどうか。いや、あくまでも欠格条項に引っかからなければ免職はされませんよということなのか、罷免はされませんよというふうな認識なのかどうか、そこを御答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの田中議員からの行政委員の懲戒に関する再質問でございます。

当初の答弁の中でも若干触れさせていただいておりますが、例えば農業委員でございますが、農業委員であれば農業委員会等に関する法律で、農業委員の罷免であるとか失職というところが条文で規定をされております。

したがって、こういった上位法なりで設置を義務づけられております行政委員等におきましては、その法律の中で罷免であるとか失職の条項が規定されておりますので、ここに基づいて処分をするのが適当であるという認識を持っています。

こういった上位法等で規定のない行政委員が仮にあったとするならば、各町の条例等で設置し

たものの中で、そういった規定を設けていくということになるかと思えます。

職員等は地方公務員法に準じた懲戒処分ということで細かく規定はされておりますが、行政委員につきましては、現在のところ、そういった認識で運用されているというところでございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の御答弁だと、条例等で規定することも検討されていくということによろしいんですか。もう1回そこを確認させてください。御答弁お願いいたします。

要するに、具体的に言えば現行犯逮捕されたときに、職員だったら、もちろん懲戒免職や懲戒処分を受けますよね。特別職の公務員にはその基準がないから辞任、さっき言われた上位法で任命権者の罷免とかいうのももちろんありますけれど、そうすると、やはり町長の裁量ということになってしまうんで、それはあまりにも不明確というんですか、町長に責任を負わせ過ぎになるんで、そこはやっぱり基準をつくっておけばいい話じゃないかなと思う。基準がないから懲戒もできませんよというのは、やっぱりそこは不備があるんだろうと思いますんで、その条例等の基準を設けるのかどうか、条例でなくてもいいと思うんですけれど、これは規則とかでも、それを検討されていくのかどうか、そこの御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） すみません、ちょっと私の答弁の仕方で誤解を与えてしまったようでございます。条例等で新たに基準を設置するという意図での回答ではございませんでしたが、今、田中議員がおっしゃられたように、法令に規定されているのは任命権者である者が罷免することができるという規定になっております。

ただ、どういった場合にというところが、もう既に規定されておりますので、そこに該当すれば、当然のことながら懲戒処分も町長がするものでございますので、そこは町長の責任でやるべきだろうと思いますし、町長に責任を負わせ過ぎというところにはあたらないのかなと思っております。

したがいまして、今の予定では、新たな基準を設けるという予定はございません。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） じゃあ、何で、その基準が設けられないのかというところを教えてください。町長に責任を負わせ過ぎだと私は先ほど言いましたけれど、要するに、客観的に、基準がないと合理的な説明ができませんよということを申し上げたんで、町長が罷免すると言ったら罷免する、しないと言ったらしない。そういうことじゃなくて、職員と一緒にですね、一般職の公務員と一緒に、こういう基準に該当すれば、罷免というか、懲戒しますよと。罷免だけじゃないと思う、いろんな懲戒処分がありますから、注意処分とか、そういうのもあると思う。

そういったことを、一般職の公務員の方と、私は同じだと思う。外から見たら、一般職であれ特別職であれそこは同じで、公費から報酬を支払っているわけですから、そこはなぜ、私は逆に、特別職は懲戒処分を設けられないのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） なぜ設けられないのかというような御質問だったと思います。

やはり、冒頭で申し上げたとおり地方公務員法に特別職は該当しないというような法律があります。ということは、裏を返せば、それには縛られないと私も認識をしております。

ただ、先ほど田中議員が質問の中で、そういった規定を設けている自治体があるというような御発言があったと思います。ちょっと恥ずかしながら、私もそういったところを設けている市町村というのは存じ上げませんでしたので、そういったところをちょっと研究してまいりたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この話で長引くとは思わなかったんですけど、確かに地方公務員法で対象にはなっていない。その場合は地方自治法施行規程、この規程によって処分するということになるというのは、これは学説というか常識的にあるんです。だから、地方公務員法で規定されていないから免除ということではなくて、地方公務員法では一般職の公務員しか規定されていないというだけで、免除とは一言も書いていないわけです。特別職の公務員は対象としないということは、この条文から読み取れるだけで、それを排除するという規定じゃないはずです。その地方自治法施行規程によるというところは、これはちょっと研究をしていただきたいと思いますが、今、答弁に出てこなかったんで、ここも調べていただきたい。

他の自治体の事例ももちろん調べていただければいいですけど、常識的に考えて、定めてはいけない——先ほどの御答弁は非常に消極的なというか、何か定めないことを正当化するためにそういう解釈をしているとしか聞き取れませんでしたけれど、定めてはいけないという規定がない以上、私は常識的に考えて、これは定めるべきじゃないかなと考えております。今後、検討してください。

基準がないとして、その任命権者として、例えばどの段階で実務的な話をすれば辞任をしてくださいということを勧奨するというようなこともあると思います。町として、任命権者として、どのタイミングでそういったアクションを起こすべきだと考えているのか。

例えば、送検か起訴か刑の確定か。刑の確定まで何もしないんですと言ったら、結局、例えば刑が確定した場合に、送検から刑の確定までの間は、その職にとどまるわけで、その間の報酬というのは支払われているわけで、それでいいのかどうか。それを遡及して返してくださいと言ったらまだいい、でも、それもやっぱりルール化が必要で、私が言っているのは、基準がな

いと具体的な実務的な対策が取れないじゃないですか。

参考までに、どの段階で町として町長として、そのアクションを起こすのかということと、訴訟があった場合に、たしか、その行政委員会として対応するというような答弁だったと思います。例えば、行政委員が行政委員に対して訴訟を起こしたというような場合に、同じ町の行政委員会の中で訴訟が発生したときにどういう対応をするのか。具体的に、一般的に言えば、町長部局で言うと、訴訟が起きたら顧問弁護士に委任してということになりますけれど、そういった場合に、町としてどういった対応をされることになるのか。その職務に関して、委員が委員を訴えた、そういった場合にどういった対応になるのか、ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） すいません。答弁の前に、1点だけちょっと修正をさせていただきます。

私、先ほど、地方自治法と申し上げないといけないところを、誤って地方公務員法という発言をしておりましたので、そこは……（発言する者あり）すいません、間違いです。地方公務員法と言わないといけないところを地方自治法という発言をしておりました。大変申し訳ございませんでした。

それで、委員が委員を訴えるというような理解でよろしいでしょうか。（「例えば委員というか委員会を訴えるとか」と呼ぶ者あり）なかなか個別案件で、ちょっと詳細が、私もちょっと理解できないんですけど、（「仮定の話ですよ、仮定の話です」と呼ぶ者あり）仮定。先ほど、私が答弁したように、やはり、その職務に起因して提起された訴訟の場合は、原則として一般職と同様に、個人ではなくその所属する組織またはその代表者が被告となるという認識をしておりますので、その職務に起因しているかどうかということが、まず重要な判断材料になるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。最後です。

○議員（8番 田中 豊文君） 最後に、私が申し上げているのは、要するに行政委員、民間の方ですので行政の事情とかルールとか、そういったことには詳しくないのは当然です。その際にやっぱり行政が、もちろん事務局とかそういうところ、執行部側がいろいろやりくりするんですけど、その民間の方の委員に対して、ある程度の指導っていうんですか、行政の業務についての指導はしなきゃいけない。そうしないと、ある意味、例えば民間の委員さんに付度があって、それで間違っ行政の手続をしてしまうといったときに、その幹部の方はまだしも、結局その一般職の方はその名誉、外部の民間の委員の方の認識に基づいた幹部の命令を受けて仕事をして、それで結果的に罪に問われるという危険もあるわけです。

だから、私は、この頭の民間の委員さんに対する行政的な指導っていうのは、やっぱり行政側がきちっと指導して統制しなきゃいけないと思う。職員を守らにゃいけん町長よく言われます

けれど、一般の、真面目に働いて仕事をして、それで命を受けて、なかなかそこで、行政手続的には間違っています、やめましょうということは、一般の職員の方は上司に対して言えないと思うんです。本当は言わなきゃいけないんですけど、でも、それを命に従って仕事をしただけで、結局、罪に問われるのは、実際に違法行為をした者になるわけですから、そこはやっぱり慎重に考えてほしい、そこら辺の民間の委員の指導ということは、そこはお願いをしておきます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） それでは、一般質問をさせていただきます。

年明け直後の能登半島地震は、私たちの正月気分を吹き飛ばしました。一般質問に先立ちまして、被災された地域の方々に御見舞いを申し上げます。

現在もインフラの復旧や町の復興に向けて、地域の方々や応援に駆けつけておられる全国の行政職員やボランティアの方々、本町からも職員が派遣されていると伺いましたが、日々、現実と向き合い、取り組んでおられます。そんな方々を応援するとともに、私たちは自分の地域において現実と向き合って取り組んでいかなければならないと改めて考えさせられています。

能登の地震で被災された地域は、まさに本町と似た背景の地域だったのではと思います。命綱のような一本の道路で本土方面とつながっている立地、人口規模、高齢化率、人口と役場職員の比率、新耐震基準以前に建てられた家屋の多さ、人口密度を見ると本町よりも大分低い町もあったようです。孤立した集落や、行政が被災状況をなかなか把握できないといった状況を見ると、とても他人ごととは思えません。

また、土地の隆起により機能不全となったインフラ、特に下水道の復旧は困難を極め、下水道が使えないばかりに、上水道が復旧してもトイレやお風呂が使用できないという状況にもあるそうです。

災害時のレジリエンス、回復力やしなやかさと訳されますが、これを高めるために、今回私は持続可能なインフラの維持管理や、地域の人々の自助・共助の力、行政による事前の備えが欠かせないという考えのもと、一般質問をさせていただくこととしました。

2つ質問項目を提出しておりますが、まずは、財政を圧迫する下水道事業の今後について、町として、どうお考えなのか質問をいたします。

例年、年末から年度末に向けて、様々な行政計画案が公表され、広く意見が募集されています。その中で、周防大島町一般廃棄物処理基本計画（案）の中にある生活排水処理基本計画の部分と、特定環境保全公共下水道事業計画（案）を拝見いたしました。下水道事業の施設に関する計画を

見ると、早くから整備されていた既存の農業集落排水、漁業集落排水と特定環境保全公共下水道のうち、安下庄処理区については、可能なものは処理場を集約するなどし、適切に維持管理しながら使っていくということでした。特定環境保全公共下水道のうち、令和2年度に処理施設が出来、一部供用がはじまった久賀・大島処理区、また、現在、三ヶ浦地区を延伸中の東和片添処理区は、今後も処理区域をさらに広げていく計画だということが分かりました。

また、令和3年度に策定された周防大島町污水处理施設整備構想によりますと、さらに広い地域に管渠を延伸していくという構想が示されています。

一方で、現在審議中の令和6年度予算案を見ると、一般会計から下水道会計に繰り出しされる総額は7億1,400万円、赤字補填と言える基準外の繰出金に絞ってみても4億4,400万円となっています。この金額は、令和6年度予算の小学校費と中学校費を合わせた3億9,000万円を大きく上回っています。

さらに、周防大島町特定環境保全公共下水道事業計画（案）に示されている今後の財政見通しによりますと、エリアを拡大中の久賀・大島処理区と東和片添処理区で、今後、下水道加入者数が増えることによって、令和5年度から令和12年度にかけて使用料収入が1,300万円微増する予測になっております。

しかし、一方で経費も増加して、経費回収率は10%から12%にとどまったままで、令和12年度の一般会計からの繰入金は6億円にのぼると予測されています。

農村漁村の集落排水は人口減少により利用者数が減少すると見込まれているので、こちらの使用料収入は減少し、これらを含める下水道事業全体では、さらに一般会計からの補填が膨らむのではないのでしょうか。

また、令和4年度に財務省により行われた本町の財務状況把握のためのヒアリング結果の中で、今後の財政運営に関して、公営企業局が一般会計に及ぼす影響が懸念点としてあげられております。その中でも下水道事業は、一般会計からの繰出比率、つまり一般財源の何%を下水道事業に繰り出しているのかが、類似団体35団体中ワースト1となっています。

現在の延伸計画を進める以上、この状況は改善されないように思いますが、何か改善の施策をお考えなのでしょうか。または、財政計画で予測されている程度の一般財源からの補填を継続し、公共下水道施設計画を着々と進めていくことが本町にとって有意義であり、今後も進めていくというお考えなのでしょうか、執行部のお考えを伺います。

次に、地震津波災害に対する減災の備えについて、4点の視点で質問をいたします。

はじめに申し上げましたとおり、能登半島地震による過疎地域の被災状況は、もしものときの本町の状況を想像させるものでした。橋1本で本土とつながり、集落が点在する本町は、町自体が孤立することや、基幹道路の断絶により集落が孤立する可能性に備えておく必要があると考え

ます。多くの災害で、国や自衛隊が動き出して現地に支援が届くのは、発災後しばらくかかると感じております。また、今回の地震災害では、役場自体も大きな被災をして連絡手段もなく、当初は現状をなかなか把握できていない地域も少なくなかったようです。そうすると、被災直後から何らかの支援が来るまで、頼りになるのは自分と周りにいる人たちです。

ここで質問ですが、町ではどのような方法で住民の意識向上、地域の組織力の強化を図ろうとされていますでしょうか。

次に、本町は様々な民間事業者や教育機関と包括連携協定などを提携しておりますが、その中に防災等にかかることも含まれていると思います。そういった協定の締結内容や、それらの公表の有無、締結後の確認等の状況について教えてください。

次に、令和6年2月23日に、町主催の防災講演会に私も参加させていただきました。講師の佐々木守氏は講演の中で、広域での連携の重要性について説いておられました。このたびの能登半島地震の災害でも、石川県能登町と姉妹都市関係にある千葉県流山市は自治体同士が早急に連絡を取り合い、流山市の民間事業者の支援も受けつつ、令和6年1月4日には、支援物資と職員数名が現地に向かわれたそうです。議員同士も交流があり、情報交換や情報発信が行われたそうです。こういったことができたのも、互いの行事に行き来したり交流を重ねていたからこそだと思います。組織立って支援体制が整い動きは始める前の、特に初動の時期に大変有効だと伺います。

ここで質問ですが、本町では防災交流都市協定や姉妹友好都市連携などを結び、交流している自治体はありますか。また、ないのであれば、その必要性をどのように考えておられますでしょうか。

最後に本町は、本土からの電力供給も大島大橋に全てかかっております。町立病院などには、もしものときのために自家発電装置があると伺っていますが、そのほか、本土からの電力供給が途絶えた場合、どのように電力確保に備えておられますでしょうか。

以上4点、町民の防災・減災への備えの向上にどのように、取り組み状況と今後の予定について。災害時の支援等について民間事業者等と連携協定をしている場合、その状況。

3点目として、防災交流都市協定や姉妹都市連携などの有無や予定。

4点目に、電力供給への備えの有無について、執行部のお考えを伺います。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 私からは、白鳥議員の地震津波災害、減災への備えについての御質問にお答えをいたします。

1点目の、町民の防災・減災への備えの向上にかかる取り組み状況と今後の予定についてお答えをいたします。

防災・減災への備えにかかる、これまでの町としての取り組みにつきましては、全町民を対象とした防災訓練や防災講演会等での研修・意識啓発や、各自治会及び自主防災組織が独自で行う訓練や研修会などでの情報提供や実地訓練を行ってまいりました。自治会等での訓練や研修会には、要請に基づき防災担当職員が現地へ出向き、今、地震が起きたらどうするか、地震の揺れだけがをしらない、そして津波の危険があるときは想定外もあり得ることを考えていただき、できるだけ早く可能な限りの避難行動を取っていただけるよう、気持ち、物資両面での備えをお願いをしているところであります。

周防大島町は中山間地域が多い土地でありますから、大規模なハード整備に頼るのではなく、既に資源として持っている人や地域の強いつながりを生かしていくことが防災力を高める近道であると考えております。

地域防災計画や国土強靱化地域計画など、各種防災関連計画をより実践的なものにしていくことが非常に重要である一方、必ず起こる想定外を受け止められる強い地域にするためには、町民一人一人が災害を想像し、どれだけ備えられるかにかかっていると考えております。

これから先、住民の皆様には防災意識が根づくよう、町といたしましては防災に触れる機会を増やすこと、増加させてまいりたいと考えております。

2点目の、災害にかかる連携協定の状況についてお答えをいたします。

現在、本町では、19の民間事業者、団体等と協定を締結しております。その内容は、災害時の食料や各種インフラ関係物資などの提供のほか、いち早く情報を集めるための相互応援、情報発信などとなっています。公表につきましては、町ホームページへの掲載に向け、現在準備を進めているところです。

また、現在、災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定を、建設機械などのリース会社と締結するよう事務を進めているところであります。

3点目の、防災交流都市協定など姉妹都市連携の有無や予定についてお答えをいたします。

地方公共団体相互の連携につきましては、山口県及び市町相互間の災害時応援協定を締結しておりますほか、瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定において、瀬戸内海の各地域とも相互援助の協定を締結しております。

今のところ新たな協定締結の予定はありませんが、連携先を増やしていくことは必要かつ重要と考えておりますので、情報収集に努めてまいります。

4点目の、電力供給の備えの有無についてお答えをいたします。

電力供給が途絶えた際の備えといたしましては、離島を含む町内18か所の公共施設等に自家発電機を各2台ずつ、合計36台配置しております。また、早期回復を目的とした協定を中国電力株式会社や周防大島電気工事協会と締結しております。



なお、先ほど御指摘の周防大島の電力供給というのは、今は、周防大島の大島大橋ではなく架線で行われているところでもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 白鳥議員の財政を圧迫する下水道事業の今後についての御質問にお答えいたします。

下水道は水循環において基礎的な役割を担い、公共用水域の水質保全に貢献し、住民が快適な暮らしを送るための環境基盤とも言えるものです。すみたい島と思えるまちづくりの実現のためにも、生活環境の整備は重要な課題であると認識しております。

一方で、下水道処理施設の維持管理には大きな経費が伴うことも事実であり、議員御指摘のとおり、下水道事業費用に一般会計からの繰出金を充てながら運営を行っております。

先般、特定環境保全公共下水道事業における計画期間が令和6年3月末で満了することから、令和6年度から7年間の事業計画へと変更しており、その際に、河川法の規制などにより、処理区域から除外しなければならない箇所なども更新しております。

本事業計画は、特定環境保全公共下水道事業の全体計画の更新ではないため、大幅な見直しなどは行っておりません。しかしながら、議員御指摘の財政圧迫の今後の課題への対応を考えるうえで、全体計画については大胆な変更を加えることも検討せざるを得ない状況であると認識しており、周防大島町汚水処理構想の更新時などのタイミングに合わせて実施できればと考えております。

また、下水道施設の普及率向上と住民負担の相反する課題への対応でございますが、下水道普及率のみの向上を目指すのであれば大きな投資を伴うものとなりますので、将来に向けて住民の皆様は何ら影響はないとは言い切れず、先ほどの全体計画の大胆な見直しと同時に検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。1時まで。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 午前中いただきました御答弁に対して、再質問をさせていただきます。

まずは、下水道事業の質問に対して、再質問をさせていただきたいと思っております。

下水道事業による財政圧迫の現状認識が、まずは共有できていてよかったなと思っております。

今後、この課題に対策を考えるには、大胆な計画の変更を考えざるを得ないとおっしゃられ、

また、整備構想の更新時期に向けて検討したいという御答弁だったかと思えます。

令和3年度にできたものが現在の全体的な構想かと思えますが、それでは次期構想の変更といえますか、そういったものは現在、いつ予定されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） ただいまの白鳥議員の再質問に対しましてお答えします。

次期の計画の見直しですが、4、5年先にまず上位計画の構想から見直しに入るようになると思っております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 4、5年先というと令和10年、令和11年ということなのかなと思うんですが、令和3年度のそういう構想の短期目標というものが令和8年になっているかと思えます。ぜひ、そのタイミングに向けて検討をするほうがいいのではと思うのですが、4、5年先というのは何か根拠というか、実際的なスケジュールの課題などがあるのでしょうか。教えてください。

○議長（小田 貞利君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） ただいまの計画見直しのことですけれども、一応短期的には令和8年度ということになっておりますけれども、やっぱり事業の進捗状況とか、ほかの上位計画との釣合いがありまして、一応、4、5年先を見込んでおります。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） それでは次の質問ですが、大胆な見直しをしなければならないということでしたが、どのような方法でそういった大胆な見直しを進めていこうと考えておられるのでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 大胆な見直しと表現いたしました、いわゆるエリアの再設定というか、どうしても家屋が散在しているようなところになると非常に経済的には不利になるので、そういったところも周りとのバランスを考えながら見直しをしていくようになるであろうと思っております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ただいまの御答弁は、エリアの再設定をするような考え方ということの御説明だったかと思えますが、そうではなくて、いつも計画を立てられるときに、ある程度固まった段階で、パブリックコメントという形で、住民や私どもに計画が示され、それについて意見を集めるという形になっているのが一般的かと思えます。しかしそれでは、ほとんど計画が固まった状態で、細かい部分についてしか変更が反映されないことが多々あるのではなからう

かと思います。

そこで、現在、全国的にも同じように、人口減少や経費の増大を理由に下水道の区域の縮小、合併浄化槽の促進ということがセットで行われているところがいくつか見受けられるようでした。

県内で見ましても、既に宇部市や山陽小野田市ではそういった公共下水道の区域の縮小、合併処理浄化槽の促進に切り替えるということが行われております。

そちらの事務の流れを見ますと、計画の見直しの年度より数年前には事業検討委員会というのが設置され、学識経験者や議員、団体の代表や利用者、関係行政機関の職員がメンバーになって議論を重ね、そのうえで行政に提言をされております。それらと行政での考えをあわせて、下水道区域の縮小を決定しておられるというところが、この2市の取組の状況でございました。

4、5年後に計画を見直すというのでは恐らく遅くて、その頃に実際に計画を変更するということを目指すのであれば、すぐにでもどのようなことを検討しなければならないか。しっかりしたデータに基づいてどのぐらいの経費が削減されるのか、されないのか。どのような人口がその小さな集落ごとに変動していくのか。そういったことを見極めながら、丁寧に計画を、変更案を策定していく必要があるのではないかと思います。

ぜひ、計画の変更に先んじて確実なロードマップを策定し、住民の意見や科学的なデータを基に計画を変更していただきたいと思いますと思うのですが、御答弁があればよろしく申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） ただいまの白鳥議員の御意見にもございましたように、事前に計画変更にあたっては検討委員会のようなもの、今はそういった組織がございませんので、そういった組織の立ち上げからちょっと早めに対応を検討してまいりたいと思います。

この近隣では柳井市なんかで経営審査——ちょっと名前が——料金だけじゃなくてその経営自体全体を審査する組織がある自治体もございますので、そこら辺でよく研究して取り組んでいけたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員より御質問いただいております下水道の件についてであるんですが、私も今、町政を担わせていただいて、以前から下水道の敷設については、非常に町においても大事な施策として取り組まれてきたということを改めて感じます。

それはどういうことかということ、高度成長の頃からやはり文化的な生活、清潔な暮らしということで、下水道をしっかりと整備していこうということが、この都市計画、また、まちづくりにおいて非常に重要であったというところであります。

そのような中でありますけれども、これから人口減少が進んでいく中で、この計画にも令和

22年には9,600人という人口推計がありますし、同じく載っています国立社会保障・人口問題研究所（社人研）では8,346人になるというような計画もあります。

そういった、財政を圧迫していくということももちろんでありますし、その計画を見直していくということはもちろんであるんですが、これまで取り組んできた計画というものを尊重するとともに、移住されてくる方にもやはり下水道が完備されているということは大きなアピールのポイントになると思いますし、私自身も下水道が届いていない地域に住んでおりますけれども、下水道があるところに私は出向いて歩いていきますと、やはり小さな小川であったり、海に注ぐ水が非常にきれいであるということ、それはやはり大きく環境にも寄与しているということは間違いなく感じる場所がありますので、そういったメリットはあると思います。

ただ、それと比べてやはり経費がかかっていくということは真摯に受け止めながら計画をしていく、それが、折々——先ほど山本上下水道部長から4年5年先にとということであります。そういったところもしっかり見据えながら、かかる経費と環境にどのように貢献できるか。そしてまた、今、浄化槽も性能が上がってきているということも伺っていますので、そのあたりを、議員御指摘のとおり、皆さんの御意見をいただきながらしっかりと計画をしていくと、このように進めてまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 町長からも御答弁、ありがとうございました。

私は下水道が整備されているところに住んでいますので、そうではないところの方々の環境が改善されることは、最も求められるべきことだとは思いますが。ただ、町長もおっしゃったとおり、現在、合併浄化槽の性能も公共下水に引けを取らないぐらいの浄化能力が上がってきているというふうに承知しております。

移住者の方々も、下水道があるところが便利だということはもちろんそうですけれども、下水料の5倍以上の処理の経費がかかっているということを御存じの方は、そう多くはないのではないのでしょうか。

そういったことも含めて、合併浄化槽にもし切り替えるのであれば、そういったエリアの支援を手厚くするなど、下水道の整備と公共で行う部分のすみ分けというものは十分検討の余地があると思いますので、今後しっかり検討していただけたらと思います。

続きまして、防災の、減災の答弁に対する再質問をさせていただきます。

まず、住民の意識向上、地域の組織力の強化を図るという点について、現在、町がされている施策などをお伺いいたしました。また、防災・減災の力を高めるには大規模なハードに頼るのではなく、周防大島町の人や地域のつながりを生かしていくことが近道だと町長がおっしゃいました。私もそのように思いますが、高齢化や人口減少によって住民だけではなかなか厳しい側面も

出てきており、また、長いコロナ禍の影響で人が集う機会も減少して、地域によっては元には戻っていないように感じます。

こういった地域力を高めるために、これは防災の側面だけではないかとも思いますが、町としてはどのような施策をお考えでしょうか。

また、地域自体に求めることもあれば、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員の再質問にお答えいたします。

白鳥議員がおっしゃられるとおり、やはり地域の自活力というのは、やっぱりすごい重要なことであろうと思っております。

先ほど町長が答弁したように、やはり防災対策というのは十分とか、絶対大丈夫ということはまずあり得ないと思っております。

何が大事かという、やはり防災対策は一人一人が、平時からどういった危険があるかというのを常に意識をした対策が必要になってこようかというふうに思っております。どうしても地域、まあ、高齢化の進んだ本町でありますので、どうしても自分だけの力ではどうしようもできないようなことも考えられます。

先ほど議員もちょっと触れられましたけれど、コロナ禍において昔のような地域のつながりがまだ戻ってきていないというようなこともありますので、やはりそこは行政として、どこまでその地域に入って地域の活性化を図るかというのは、やはり大きな課題の1つであろうと私も認識をしております。

そういったことも含めて、やはり今、議会の中でも地域活性化・害獣・防災対策特別委員会を設置していただいております。そういったところでもしっかりと議論を重ねて、どうにか地域の活性化するような方針が、活性化するような施策があれば、そちらをしっかりと参考にしながら、本町でもしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。地域活性化・害獣・防災対策特別委員会と執行部の方々の具体的な議論も、今後楽しみにしていけたらと思っております。

また、続きまして、民間事業者等との包括連携協定の現状についてお伺いをさせていただきました。どことどのような協定を結んでいるかというのが、なかなか分かりづらいということを私も思っていたのですが、今後はホームページでそういった情報も出していかれるということで、大変期待をしております。

協定を結んでくださっている事業者としては、自治体と連携協定を結ぶこと自体、企業のCSR（社会的責任）に寄与しているということのPRにもなるはずですし、我々町民も、そういう

協定を結んでくださっている事業者にはありがたいという気持ちを持つと思います。ぜひ公表して、周知を図っていただきたいと思いますと思っております。

また、締結されている事業者や団体とは、結構何年か前から結んでいる団体もあろうかと思いますが、締結後には、例えばその内容の具体化でありますとか確認など、そういったやり取りが、例えば毎年1回何かあるとか、そういった状況があるのかどうか教えてください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員からの再質問にお答えいたします。

本町と民間で締結している協定についての確認ということで、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）現在19の協定を結んでおりますが、全て毎年確認というようなことは行っておりません。しかしながら、その中の組織が変わったり、名称が変わったり、そういった場合にはお互いの変更届みたいな形で確認はできております。

以前は協定先と訓練をしたりするようなことも、過去にはしておりました。

この協定についてもいずれかの段階で、協定先を全て巻き込むというわけにはいきませんが、やはりその災害の訓練とかに御協力いただけることについては、一度検討して一緒に訓練をできればなと考えております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。期待しております。

また、自治体同士の協定や連携などについて、先ほど県や県内の市町村と応援協定を結んでおられることとありますとか、瀬戸内・海の路ネットワークの協定などについて御紹介くださいました。

海の路ネットワークのことにつきましては、私は観光のことしか把握しておりませんので、新たな情報だったと受け止めております。こういった近隣市町とのネットワークについても、先ほどの事業者等との協定とともにホームページ等で公開されることを期待しております。

また、このような近隣の顔の見える距離での連携も大切ですが、今後は、互いに被災していないときに支援し合えるように、より遠距離の地域とも何かしらの御縁をつないで協定を検討していただけたらと思います。

また、最後の質問でしたが、電力供給が途絶えた場合ということについては、18か所の公共施設に自家発電機を配備されていることや、早期回復のために中国電力株式会社や周防大島電気工事協会と連携を結んでおられるということとございました。

ただ、もし、本土と結ばれている架線が切れるなど、そういったまた周防大島町以外のところも含めたような災害であるときは、なかなか復旧までの時間はかかってしまうことが予測されます。

最近では、町内の民間事業者の施設等にも太陽光発電の設置が増えつつありますが、例えばそういった事業者と協定を結び、災害時に地域に電力供給をしてもらうということも有効かと思えます。本町でそのような民間事業者との協力体制が現在あるのか、また、今後検討の余地があるのか、教えていただけたらと思えます。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員からの御質問にお答えいたします。

現在、公共施設全てではございませんけれど、屋根に太陽光パネルを設置している公共施設があります。その事業者に対しては、もし緊急的な災害が起きたときにはその電力の供給をいただくという話になっております。

まあ、将来的な話になると思うんですけど、やはり太陽電池というのは大変、非常用電源として大変有効なものであらうと思っております。

現在、太陽電池については、シリコン系太陽電池と化合物半導体系太陽電池が主流になっております。しかしながら現在、新しい太陽電池の開発が進んでおって、それが実用化される動きがあるという認識をしております。

海外ではもう既に量産化されているような構造でございます。それはどういったものかという、やはりかなり薄く、安価な、経費も安く、フレキシブルに柔軟性もあるということで、そういうのが量産化していくと、やはり庁舎の壁に全面的に張り巡らせるようなことも可能ではないかと考えておりますので、そういった情報も注視しながら、有効であれば町の施策の1つとして検討したいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 新たな検討状況についてまで教えていただいて、ありがとうございます。

先ほど私が質問したことというのが、太陽光パネルの設置業者ではなく、例えば店舗や工場等に太陽光パネルや独自に蓄電池などを設置されている、町内なのであまり大きな事業者ではないかと思えますが、そういった事業者が増えておられるので、庁舎だけではなくて、例えば地域に、いざとなったときに電力供給をしていただきたいというような、小規模な連携というものが検討できないかなという点での御提案でございました。その点について改めて御答弁があれば、よろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） すみません。私の答弁が白鳥議員の意図する答弁ではなかったのもので、大変申し訳ございませんでした。

やはり、個人の電力というか、個人のパネルを業務提携というか協定を結んだうえで、それを

地域に使用したいということによろしいのでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

どうしても、これ、個人事業主との協定というのはちょっとハードルが高いとは思いますが、確かに非常時においてそういったこともやはり施策の1つとして重要なと今、思っております。

町内にどういったところがあるかという、まず状況の把握からしないと、ちょっと先には進めないのかなと思っておりますので、その辺は全体的な規模、どの程度あるのかという所からまず、把握していかないといけないかなと思っておりますが、一度ちょっと検討材料とさせていただければと思っております。

○議長（小田 貞利君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 今日朝から風の強い日でありまして、お仕事などに影響が出ている方もおられると思います。こういった、暦でいえば立春から春分までの間に吹く強い南よりの風を春一番と呼んでおりますが、もともとは長崎県の壱岐島で言っている呼び名だそうございまして、それを全国に広めるきっかけとなったのが宮本常一の文章でありました。

壱岐を訪れた宮本は、春先の強風で漁船の転覆事故が起きることがあり、漁民はこれを恐れて春一番と呼ぶと聞き、後年執筆者で参加した俳句歳時記で紹介しました。これがきっかけで春一番という呼び名は新聞などで使われることになり、全国に定着していきました。壱岐には、今ではその経緯を記した記念碑も建っていると聞きます。

さて、本町の宮本常一記念館であります。令和6年度の予算で、開館20周年記念事業としまして786万円あまりが示されております。合併前の東和町で開設されてからもう20年になるのかと大変懐かしい気持ちがいまして、開館の記念に東京や佐渡から永六輔さんですとか、和太鼓の鼓童の創立メンバーであります小島千絵子さんが駆けつけられたことを思い出すのですが、この20年の間に、宮本常一の業績への世の中の評価は随分変わりました。

今月はじめに、私は愛知県の豊橋市に行ってまいりました。豊橋市というところは市民の演劇活動が盛んなところでありまして、今回プラットという市の演劇ホールで宮本常一を主人公とした地を渡る舟という戯曲が、市民が参加する演劇として上演されました。作者は昨年のNHKの朝の連続テレビ小説らんまんを執筆された長田育恵で、コロナ禍以来久しぶりにお会いできたんですけれども、おっしゃっていたのが、らんまんというドラマは、この地を渡る舟で描いた宮本常一を植物学者の牧野富太郎に置き換えて構想された、最初の構想はそうであったということでありました。

宮本常一の業績は、民俗学という範疇を超えた、様々な分野に影響を与える存在に、現在ではなっております。本年の宮本常一記念事業にも、全国から注目が集まっております。



そこで質問ですが、まず令和6年度の宮本常一記念館開館20周年記念行事の内容について教えてください。

また、その行事への住民の参加の考え方について教えてください。

それから、この事業の来年度以降の展開について、考え方を教えていただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 山根議員の宮本常一記念館20周年事業についての御質問にお答えいたします。

周防大島文化交流センター、通称宮本常一記念館は、平成16年度に開館し、令和6年度に開館20周年を迎えます。当館では、令和4年3月に県の有形文化財に指定された宮本常一関係資料をはじめ、宮本先生ゆかりの文書や蔵書、写真等を所蔵し、先生の呼びかけで集められた民具等も交えながら、周防大島を中心とする農山漁村の生活文化についての展示をしているところでございます。

それでは、新年度予算（案）の20周年記念事業につきまして、3点の御質問にお答えいたします。

1点目の、本事業の具体的な内容についての御質問についてでございますが、大きく3つ計画をしております。

1つ目は、展示室のリニューアルを進める計画でございます。これまで当館で進めてきた調査研究の成果を踏まえて展示物の刷新を図ってまいります。具体的には、解説パネルを新たに作成し、現在のものと入れ替えるとともに、民具等についても整理と入れ替えを行うものであります。

2つ目は、ホームページのリニューアルでございます。現在、セキュリティの関係でホームページを閉鎖しておりますが、令和6年度中をめどに新しいホームページを公開するとともに、宮本先生が撮影した写真等のデータベースの拡充を進めていくものであります。

3つ目は、記念講座の開催でございます。宮本先生の功績は周防大島町の大切な財産であります。その足跡をより多くの方に知っていただき、これからの地域づくりの参考にもなるような講座を実施することを考えております。また、記念講座の中で、当館で保管・展示している資料の学問的な意義や活用事例についても紹介できればと思っております。

2点目の御質問の、本事業への住民参加についての考えについてお答えいたします。

本事業への住民の参加については、対外的な催しといたしましては記念講座になろうかと思っております。たくさんの方に御参加いただけるよう、情報発信をしてまいります。

最後になりますが、本事業の翌年度以降の展開の考え方についてお答えいたします。

このことについては、現時点で2つの展望を持っております。

1つ目は、デジタル技術を活用した資料等の展示方法のグレードアップを考えております。

例えば、解説や説明の展示を液晶パネル等大型のディスプレイを使って行うものであります。このことは、技術的な問題や経費の面、どのように運用するかなど、考慮すべきことや解決すべき課題が多くございますので、開館から20周年を迎えたことを契機といたしまして、今後、具体的な方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

2つ目は、新年度におきまして、当施設の運営についての調査分析業務を計画しております。

宮本先生が調査により集めた膨大な資料や、取材で愛用したカメラや筆記用具などを所蔵する当施設の価値は大変高いものであると考えます。今後、どのようにすれば、この宮本常一記念館の魅力さをさらに向上できるのか、たくさんの人に興味を持ってもらえるのか、楽しんでもらえるのかというところを、施設運営の視点を含め、調査・研究・分析して改善を図っていくこととしております。

来年度、宮本常一記念館は、20周年という節目を迎えます。今後とも、周防大島町の貴重な財産をさらに生かしていけるよう、努力をしております。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。

来年度事業としては、大きく3点をあげておられまして、どれも大変重要なところだと思います。展示室のリニューアル、それからホームページのリニューアル、また記念講座の開催等ですね。

この中で、確かに展示室のほうを、まあ、開館以来ほとんど手が加えられていないというのは、私も感じておまして、そこをリニューアル検討されるのは非常にありがたいことと思います。これは進めていっていただきたい、あと、ホームページのリニューアルです。

写真データベースの拡充というお話が、今ございました。このところを——もう10年近く前になるかと思うんですけども、写真データベースを公開されて、それでサーバーを立ち上げてホームページ上で公開されていたのが、まあ、最近、ちょっとサーバーの不調ということで閉じられていると思います。今度、ホームページのリニューアルはどういうふうにされるのか、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 宮本常一記念館のホームページのリニューアルですが、先ほど申しましたように、データベースの内容を拡充のほかは、ウェブ用のフォントの導入だとか、それから文字サイズの変更機能、それからフリーワードの検索機能等を追加して、現在の情報社会に適応した利便性の高いものにしようと考えております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。ぜひ、現代のいろんなデジタル社会に対応できるものにしていただければと思います。

それから、続きまして、住民の参加の考え方についてというところで、記念講座への参加というところが主になるのではないかという御答弁でございました。

参加で聞くのは——もちろん参加するのがいいと思うんですけども、じゃあ、その企画時点であつたり、その運営であつたり、そういったところにどの程度住民の方だつたり、ある程度そういったところにボランティア的なものででも参加したいという方が参加できるのか、その辺の考え方を教えていただければと思います。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 宮本常一記念館記念行事の関係の企画、運営等の参加のことですが、今回20周年ということでこの行事等に際しましては、御親族の方を含む周防大島町宮本常一記念事業策定審議会の専門部会においても、既に今年度御意見をいただいているところでございます。その御意見を基に周防大島町文化交流センター運営協議会などで協議をしながら、どういうふうにしていこうかということは図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。もう既に進んでいるところもあるようで、そこに住民の方がどれぐらい入っていけるかというところは、なかなか答えにくいところかなと私も思います。

ただ、私がなぜこういう質問をしたかと言いますと、今までも結構、記念館のいろんな事業に関して、住民の参加というものがあまり積極的になされていなかったと、もうちょっと言えば、あんまり宮本常一記念館はそういうことに積極的ではなかったという印象を受けております。私も、宮本常一記念館ができてから20年近く、いろんな形で宮本常一記念事業にはかかわってきているんですけども、やっぱりその辺が、ずっとかかわってきてどうなんだろうという思いはございました。

今、ホームページが見られないので、私も記憶で言うしかないんですけども、たしか地域連絡員ですか、そういう指定された人たちがいまして、一種のファンクラブ的なものなのかなと思っていたんですけども、それになるには非常に高いハードルがあつて、講習を受けてそれから宣誓書まで出さないといけないというようなハードルがある。そうすると、なかなか普通の人が、じゃあ一緒になってやっていきましょうとは、なかなかならず、宣誓書まで出すというところ

こかの秘密結社かというぐらいの、結構重たいものになってくるもので、その辺をやっぱりハードルを下げて、普通の人でも、そんなにものすごい専門的な知識がなくても、これから勉強しますという人でも入っていけるような、そういう仕組みというのをつくっていただきたいという思いがありまして、この行事への住民参加についてお伺いしてみました。その辺も、これから考えていただければと思うところであります。

それから、この事業の来年度以降の展開ですね、来年度以降、2024年度が宮本常一記念館創立20周年、それから2027年度には宮本常一生誕120周年となります。それから2029年度には、今度は宮本常一記念館の開館25周年と立て続けに1、2年置きに何かの節目の年がやってくるようになります。そういったものをぜひ捉まえて、今後、展示のグレードアップであったり、そういったものを進めていってほしいと思っているところですが、答弁の中で運営方法の調査というお話が先ほどございました。この調査というのは、具体的にどのように調査されるのか教えていただければと思います。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 宮本常一記念館におきましては、御存じのとおり、先生が集められた膨大な資料とか多数収蔵されておって、非常に高いポテンシャルを持っていると考えております。

ただ、やはり専門的な分野、博物館的な専門的な分野ということもございまして、集客的な面からもなかなか生かし切れていないということは、私どもも否定ができないところがございます。

こういったこともありますので、新年度におきまして調査・分析業務を業者の方をお願いをしてみ、PRの仕方だとか、それからイベントの方法だとかということ、どういうふうなことが模索できるのかということ、提案等をいただいて、それで今後の事業の進め方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） そうすると、言ってみればコンサルタント会社が入って、それでコンサルタントの視点で調査分析をして、その結果を教育委員会なりにお返しするという、そういった理解でよろしいかと思えます。

そういうのももちろん大事なんですけれども、ちょっと先ほどの話に立ち返るんですけれども、住民の方ですとか、宮本常一の業績に関心のある一般の方、そういった方の声もぜひ収集して生かしていただけるようなになればと思います。

まとめになるんですけれども、先ほども言ったとおり、これから5年間の間に節目がとんとんとやってまいります。その節目に合わせて何か展開していくことができるようなことを考えていただいて、今年1回、何かやって終わりというのではなくて、それをずっと見据えた形をぜひ取

っていただきたい。そのところに住民の方だったり、一般の、住民でなくても島外の方でもいいんですけども、意見を集約させていただきたい。

今までは、宮本常一記念事業ということで、主に、やっぱり民俗学者の方が入ることが多かったと思います。そういったところもやはり、冒頭申しましたとおり、宮本常一の業績というのは民俗学に限ることなく、多彩な部門に今やわたっております。そういった知見もどのようにして集めていくか、そういったことも考えていただければと思います。

教育長から、最後に何かまとめになることがありましたらお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） まとめになるかどうか分かりませんが、教育委員会としては、このような、島内にある大切な資源というのは、人材育成にどうにか使えないかということで考えております。

子供たちも宮本常一先生の行動規範をすごく勉強して、いろんな観察等をしております。そういう、人を育てる、町民を育てるという視点から、この宮本常一先生の業績、あと残されたものを使おうと思っていますので、また、いろんなアイデア等入れていただいて、一緒に頑張りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 力強いお言葉をありがとうございました。

宮本常一記念館が周防大島文化交流センターという名前で開館するときに、御長男の千晴さんがお見えになりまして新聞のインタビューに対して、この施設を墓場にはしてくれるなということをおっしゃったのを、私は非常に印象深く覚えております。今までの20年というのは、多少手厳しい言い方になりますが、墓場に向かっていったのかなという、そういう気がいたしておりました。

しかしながら、ここでもう1度、この開館20周年を機に、ここからもう1度、何かを作り直していくんだという、そういう意気込みで、ぜひお願いしたい。

それから、私も、お手伝いしていければと思っております。今日はありがとうございました。

私からは以上です。

○議長（小田 貞利君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、1番、山中正樹議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 公明党の山中正樹でございます。

本日は、一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

東北地方沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災と、東京電力福島第一原子力発

電所事故から3月11日で13年目を迎えました。また、令和6年1月1日に起きた石川県能登半島地震は最大震度7を観測いたしました。この間に亡くなられた方に心よりお悔やみを申し上げますとともに、災害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。不安を募らせる地元住民は、早期復旧と支援策が必要と語っておられます。公明党は、事情は地域ごとに異なり、必要かつ柔軟な対策を国に求めてまいっております。

そこで、2020年のコロナ禍をきっかけに、DXが私たちの生活に溶け込み、大きく進んできたと思われまます。そこで、高齢者のIT活用を支援するために、スマートフォンまたはガラケーからの乗換えによって、スマートフォンでデジタル化における一層の促進を図っていくためには、高齢者がスマートフォンを安心して利用できるようにするため、今から2点をお伺いいたします。

1点目は、スマートフォンの購入費の補助金についてであります。

2点目は、電話詐欺等の講習会開催についてであります。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員のスマートフォンについての御質問にお答えいたします。

1点目のスマートフォン購入費の補助金についてでございます。

本町では、約1割の方が携帯電話を持っていないと想定しており、また、携帯電話をお持ちの方の約2割がフィーチャーフォンいわゆるガラケーと想定をしております。

購入費の補助につきましては、令和5年第2回定例会の一般質問でもお答えしているところではございますが、スマートフォン購入費に対する国や県からの補助はございませんので、町単独事業とした場合の財源の確保、年齢要件やスマートフォンの所有状況による公平性の担保ができないなど、多くの課題があり、現時点ではスマートフォン購入費への補助金は考えておりません。

しかしながら、令和5年7月から周防大島町LINE公式アカウントのスマホ役場を開設し、様々なお知らせや行政手続をスマートフォンで開始しているところでございます。このスマホ役場を実現していくためには、スマートフォンは若い世代のみならず、高齢者にとっても欠かせないものとなりますので、デジタルディバイド対策につきましては、スマートフォン教室の開催方法を、集合型、移動型、訪問型と受講される方の様々なニーズに対応していけるよう工夫を凝らし、より一層重点課題として取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の電話詐欺等の講習会の開催についての質問にお答えをいたします。

スマートフォンの普及に伴い、メールやショートメールを送信し、IDやパスワードなどの情報を盗み取るフィッシング詐欺や、ワンクリック詐欺などが急激に増えてきております。

うそ電話詐欺等の認知件数は、県内においても高止まりしており、山口県警の発表によります

と、令和5年は県内で84件、被害額にして1億7,000万円が認知されております。

このため、今年度も開催してまいりましたスマートフォン教室の中で、スマートフォンを使うときに気をつけることとして詐欺の被害に遭わないためにはどうしたらいいのかという題材を必ず聞いていただくようにしております。

特殊詐欺被害の実態や傾向、スマートフォンに届くメール詐欺の種類、詐欺の手口について、まずは理解していただき、被害に遭わないための注意点と心構えを学習していただいております。もしもトラブルに巻き込まれた際にどのように対処すればいいのか、事例を交え紹介しております。

また、毎年、柳井警察署と共催で開催しております安全フェスタ in 周防大島においても、うそ電話詐欺予防の啓発を行っており、令和5年9月に「大いに笑って詐欺撃退」として落語によるうそ電話詐欺防止の公演を行い、周知・啓発を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 御答弁ありがとうございます。スマホ役場、これが一番焦点になってくるということで、今回、この一般質問をさせていただきました。

そこで、念のためですけれども、今まで過去2年間、スマートフォン教室ということを開催していただいたわけですけれども、その中で去年、令和4年と令和5年の参加者のうち、どのような方が、人数ですけれども、ガラケーをお持ちだったか、また、先ほどもお聞きしましたので、これはいいです。それをちょっとお答えいただけますか。

○議長（小田 貞利君） 中原政策企画課長。

○政策企画課長（中原 藤雄君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度、令和5年度のスマートフォン教室における、スマホとガラケーの所有者の人数でございますが、令和4年度につきましては、町の主催によるスマートフォン教室の受講者44名のうち、スマートフォン所持者が36名、ガラケーの所持者が6名となっております。ちなみに、携帯の未所持者数は2名となっております。

令和4年度は、別に県事業による移動型のスマートフォン教室も開催をしておりますが、こちらは36名の受講がございましたが、所持者の状況については、ちょっと県事業のため把握はしておりません。

次に、令和5年度でございますが、令和5年度は141名の受講がございました。うち、これは聞き取りとかアンケートによる所持者数の把握でございますが、スマートフォンの所持者数が113名、ガラケーの所持者数が14名、携帯の未所持者数は3名、未回答者が11名ございました。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） どうもありがとうございました。御丁寧に——2年間の成果がここに出ているのではないかと、このように思います。

つまりこの補助金を出すことによって、スマートフォンを持っていない方、特にこれは、年齢層から言うと高齢者に限っているのではないかと、このように思っております。私も時々、そういった会合に行ったときに、このことを問われて提案をしますと、ほとんどの方が80歳以上の方ですけれども、当然のことながらガラケーもスマートフォンも持っていらっしゃいません。かといって、じゃあ、それを勧めても、そんなものは使いたくもないし、これから使うこともないというお返事でございます。

しかしながら、今持っていらっしゃる方で、このガラケーからスマートフォンへ移行——どう言ったらいいのかな、移行を拒んでおられる方、この方が多数いらっしゃるわけですけれども、この方たちが一番、役場が進めておりますスマホ役場での使用率を上げていくためには、やはりスマートフォンに交代をしていかなければいけないんじゃないかなと、このように思います。

したがって、高価なものですから、この補助金を出すことによって、もっともっと進んでいくんじゃないかと思えます。財源は大変なところがあったりしますけれども、ぜひ年頭に置きながら、これからの行政についてのDXの推進を進めていただきたいと、このように思います。

次に、2点目の講習会の件についてお話をさせていただきます。

今まで、町が把握されている中で、この周防大島で電話詐欺とかパソコン等による詐欺が起きているかどうか、この辺を確認したいと思えますが、お答えをお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山中議員からの御質問にお答えいたします。

本町における特殊被害の状況ということでございました。町独自では、そういった調査を行っておりませんが、警察に問い合わせ、本町でどれぐらい起きているかという情報は、把握しております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。私も令和3年のときに、柳井警察署でいろんな情報を聞かせてもらったのですが、そのときには、電話による詐欺ということでいきますと、0件だったというふうに把握しております。

しかしながら、先日同じく柳井警察署に行きますと、担当者は当然、人事異動で替わっていたんですけれども、過去5年まで遡っていきますと4件の被害があります。これは電話だけではなくて——最終的には電話です。電話ではなくて、パソコンでの表示されるロック画面になったと



きに、それを慌てふためいて、私も経験がありますけれども、そこに書いてあるフリーダイヤル、またはIP電話の050に電話してしまって、そこから電話詐欺と同じように、本当に巧みに誘導されてお金を振り込むこともありますし、ATMで——ごめんなさい、失礼しました。コンビニエンスストアに行って、マネーカードを買って、それで被害に遭う。

宇部市では、令和6年1月に7,000万円の被害が出ました。周防大島町も、昨年ですけれども580万円、これが、今の言ったような内容で、パソコンに表示されたロック画面によって、そこに電話して被害にあったということでございます。つまり、警察でこれだけのことを把握しているということは、口には出せずに人にも言えなくて、届出をしていない被害は相当数あるんじゃないかというのが、私の頭の中のことでございます。

先日、私もスマートフォンに詐欺と思われる電話がかかってきました。出ますと、いかにもNTTファイナンスから電話の未納がございますという、非常にこう、ふっと思うような電話でございました。しかしながら、これは電話料金はちゃんと払ってますからすぐに切るんですけども、一言もしゃべらずにやりました。しかし、ほかの方、特に家族の中でも電話を切ることができなくて、そのままその電話と応答して、だんだん巧みに引き込まれていって、その行動を起こしお金を取られるということが発生するのではないかと、このように思いました。

結局、私たちがいろんな形で注意をしながら進めている、こういった詐欺のことですけれども、相手はそれ以上に一歩も二歩も先を行っているわけですから、私たちがここに気をつけるためには、先ほどの落語による注意啓発だとか、私ども今行っているスマートフォン教室の開催によって皆さんでそれを周知するということが非常に大事ではないかと、このように思います。

これからも、この周知をするということの手段が、この周防大島町の中でその被害をなくしていくのではないかなと、このように思います。500万円と言ったら、ちょっと信じられないですが、騙されてしてしまう。だから、ここにいらっしゃる方も、今度は家の電話ではなくて携帯電話にそのような被害、詐欺の電話がかかっていくということを周知していただきたいと思えます。

さらにこれからは、ぜひ警察と新しい情報を掴みながら、交換しながら対処方法を学んでいきたいと、このように考えているわけですけれども、さらに含めて、これから町の、この詐欺電話に関していかに、どのように、また、さらに対処をしていかれるか、御答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後2時03分休憩

.....

午後2時04分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山中議員の再質問にお答えいたします。

町民の方が特殊詐欺等に遭わないための、町の取組ということでお答えをいたします。

町といたしましては、令和5年9月に詐欺撃退、交通事故防止ということで、落語家の方をお招きして、皆さんが分かりやすい詐欺防止のための施策を、警察署が主体となって取り組んだ公演をしております。

令和5年10月には毎年行っておりますが安全フェスタ in 大島ということで、柳井警察署の電話詐欺、被害防止寸劇とか、そういった電話詐欺等に対する啓発の講習会等も実施をさせていただいております。これにつきましては、コロナ禍のときは開催をしておりますが、もう明けからは、例年そういった形で、多分実施していくようになるかと思っております。

町としてもやはり広報等に、柳井警察署と柳井地区広域消費生活センター等と連携しながら、そういった周知には努めて、町民の方が、そういった被害に遭わないような取組をしてみたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今、中元総務部長が話しましたソフト的な対応、それと具体的には、建設環境常任委員会等でも御説明差し上げましたけれども、令和6年度予算において、うそ電話撃退機を購入する方へ購入費の2分の1の補助をする具体的な施策を取っております。

これを設けたのは、実際に電話機を購入していただいて、そういう被害に遭われないようにというものと、そういう、うそ電話という詐欺があるんだという認識を高めていただくことも念頭に置いております。実施にあたっては、ぜひ高齢者の子供さんや御家族が、これに気がついて購入を推進していただけたら、これもうそ電話詐欺への啓発になるかと思っております。

○議長（小田 貞利君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。最後に、いつも山口県の警察本部生活安全企画課から防犯情報というのを流しております。その中で、私もちょっとはじめてだったんですけども、固定電話を利用したうそ電話詐欺対策に極めて有効な、これ、固有名詞を書いていますから言いますね。NTT西日本が提供する特殊詐欺対策サービスの無料申込みをやっていますという形です。これは、その装置をつけることによって、先ほどの電話、迷惑電話防止が繋がってくるんじゃないかということを情報提供いたしまして、私の一般質問で終わります。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 以上で、山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後2時08分休憩

.....  
午後2時20分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、13番、久保雅己議員。

○議員（13番 久保 雅己君） 13番、久保雅己です。通告の5件の防災対策について伺います。

山口県も、能登半島地震を受け、地震や津波の被害想定の見直しに関する検討委員会を令和6年4月に設置するというお伺いしています。

山口県の議会総務企画委員会で南海トラフ巨大地震などへの備えを継いでいる取組として方針を示したところです。

周防大島町といたしましても、いつ起こるか分からない自然災害の対策の検討委員会を再度見直し、強固な体制が必要と思われまます。

今日まで幾度か防災対策について質問してまいりましたけれども、今後、想定される南海トラフ巨大地震を想定して伺います。

通告書の5項目について伺います。

災害時の町の組織について、避難場所の見直しについて、自主防災組織の進捗状況について、インフラの整備体制について、緊急時の医療関係の対応についての5点であります。

被害時の町の組織は、インターネットか何か、高齢者が多いこの町では、今の機械では、なかなか分かりにくいということで、先般から御連絡をいただいたわけですがけれども、まあ、何か貼れるもので、高齢者の家に配れたらなと思っております。

次に避難場所の見直しについてですけれども、災害に応じて避難場所が違ふと思ひますし、今まで指定されている避難場所、これが果たして津波に対応できるかということに関しては、非常に疑問でございます。ここをもう1度、再度見直していただきたいということ。

次に、自主防災については進捗状況について、いざというときには地域の協力しかありません。その中で自主防災を積極的に進めている集落は、やはり何かいい形が残ってくるんじゃないかと思ひますし、今は非常に地域の付き合いが希薄になっているということが一番の懸念でございます。

自主防災組織の現状をお示しいただくと同時に、今後の啓発活動はどういうふうにするかをお答えください。

次に、インフラの整備の体制についてです。先ほど同僚議員からもありました。命の綱であります大島大橋の整備状況と、次にインフラ、上下水道、道路等々に非常時があった場合に、どのように対応していくかということでもあります。

次に、緊急時の医療関係の対応についてですが、被害時には当然道路が破損したり、救急車や車で駆けつけるということは不可能に近いと思いますけれども、ある東部の総合病院では医師、関係者ともに30分以内で必ず集合できるというようなことをお伺いしましたけれども、それは、自分の身が一番大事でございますので、その辺を検討しながらということでしょうか、緊急時にどういう対応されるかという御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 久保議員の防災・減災対策についての御質問にお答えいたします。

近年の災害は、激甚化、頻発化しており、町としましても、町民の生命・財産を守るため、様々な災害への対策に万全を期してまいりますが、災害リスクは災害の種類、お住まいの環境や地域、建物の構造等によっても異なります。

災害発生時、町や消防等の公的な防災関係機関は、全力で災害対応を行います。しかしながら、自然災害の中でも大規模地震では、道路・電気・ガス・水道などのライフラインの寸断や同時多発する火災への対応のため、発生直後の公的な防災関係機関の活動は著しく制限されます。

災害時には自分で何とかするという自助、災害時にはみんなで協力し合うという共助の2つの考えをもって日頃の備えを行っていくことが大切となります。

防災対策には、十分とか、絶対大丈夫というものはありません。

町民一人一人が平時から自宅やその周辺の災害リスクを認識し、災害による危険の恐れがある場合には、自らの判断で適切な避難行動を取っていただくことが、災害による被害を未然に防ぐにあたり最も効果があると言われております。

本町といたしましても、適切な避難行動を取っていただくために、遅れなく具体的で分かりやすい避難情報の発信をするとともに、防災訓練や講演会、研修会などの機会を通じ町民の皆様に啓発を行ってまいりたいと考えております。

それでは、1点目の災害時の町の組織についての御質問にお答えいたします。

災害発生または災害発生のおそれがある場合の対応として、警報・注意報・津波注意報発表時の対応マニュアル、こちらを作成しており、職員の参集体制を災害別に定め、災害の状況により、第1警戒体制から第2警戒体制、災害の危険が増した場合の第1非常体制、第2非常体制を整えて対応にあたることとしています。

また、発災後においては、災害対策本部のもとで、地域防災計画や業務継続計画（BCP）こちらに基づき災害応急業務を最優先に遂行したうえで、次の段階として役場業務のうち優先的に継続すべき業務を選定し、その業務の最短での遂行に努めることとなっております。

2点目の避難場所の見直しについての御質問にお答えいたします。

避難所には指定緊急避難場所と指定避難所があります。指定緊急避難場所は、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設または場所を位置付けており、指定避難所は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または被害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であります。

災害対策基本法により、市町村長は指定緊急避難場所及び指定避難所を区別して指定しなければならないとされております。

現在、周防大島町では、災害の種別ごとで適否がございますが、指定緊急避難場所33か所、指定避難所については141か所を指定しております。

施設の廃止、消滅による見直しは、随時行っており、新たな県河川の洪水浸水想定、高潮浸水想定が発表されたことによる見直しも行ったところであります。

また、地域防災計画の改訂にあわせ、各避難所の状況等を調査し、見直しを行ってまいります。

3点目の自主防災組織の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

本町の自主防災組織は、令和6年2月末現在で75の地区に組織されており、世帯数に対する組織率は49.1%となっております。これらの地区では、災害発生時また平常時における役割分担や連絡網、避難場所等が整備されており、地域で災害全般に対する防災意識を高め、災害による被害を未然に防ぐための活動をされています。

しかしながら、約半数の世帯で自主防災組織が組織されておらず、近年、新たな自主防災組織の結成が進んでいないのが現状でございます。自主防災組織は、自分たちの地域で自分たちができる防災活動を行うために結成される重要な組織であることから、積極的に担当職員が地域に向き、組織づくりや防災について説明を行うことや、立ち上げに向けての協力支援、また広報紙等を活用し、啓発活動も引き続き行ってまいります。

あわせて、防災訓練や防災講演会等を通し、災害全般に対する防災意識の向上を図り、自主防災組織の活動の活性化、新たな組織の結成につなげてまいります。

次に、インフラの整備体制についてと医療関係の対応についての質問でございます。

先ほどの田中議員への回答でも触れておりますが、本町では、大規模災害に平時から備え、強さとしなやかさを持った安心・安全な地域社会を構築するため、本町における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、令和6年1月に周防大島町国土強靱化地域計画を策定し、ホームページ上で公開したところでございます。

この計画において、施策分野ごとに強靱化の推進方針を定めております。

御質問のインフラの整備体制につきましては、施策分野を住宅・環境として、施設の長寿命化、耐震化を推進することなどを定め、実施していくこととしています。

また、医療関係の対応についても、施策分野を保健医療・福祉として、災害発生時に、医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より県、災害拠点病院をはじめ医師会や消防機関等関係機関との医療連携体制の構築を推進すると定めております。

今後は、この国土強靱化地域計画に定めました施策につきまして、スピード感をもって取り組み、災害に強いまちとなるよう努めてまいります。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） ありがとうございます。

まず、災害時の町の組織、先ほども申し上げております御高齢の方がどうしたらいいかという問合せは、しょっちゅうあるわけですが、やはり紙に、紙で書いたものでどこかに貼っておくというようなことをしてあげるのが親切だというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。まず、その件をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの、高齢者の御家庭に何か一目で見て分かるようなものということでの御質問でございます。

まだちょっと、具体的に決まっているわけではございませんが、新年度早々にですね、各御家庭に、災害種別ごとで備えるべきものはこういうものですよとか、そういったものを一覧表にしたペーパーのようなもの、たすかるカードと、今、仮称で我々内部で申し上げますけれども、そういったものを各家庭に配る予定にしております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） それでは、一覧表を早急に配布していただきたいと思います。

次に、避難場所の見直しについて、先ほど町長から御説明がありました。

まあ、避難場所は、たくさん数字はあるんですけども、ケース・バイ・ケースによってかなり状況で違うと思います。

それで、これは避難場所を定める場合に、その各地域での住民の皆様と話をされて決めておるのか、それとも町単独で決めておるのかについてお伺いします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員からの御質問にお答えいたします。

まず、先ほど町長が答弁したとおり、指定避難場所と緊急指定避難場所という2通りがあります。

町が指定しておるのは、あくまで、基本的には公共施設への避難となっておりますが、例えば、津波が来たときには、まず、そこに行く前に自らなるべく高いところに逃げていただくという

のが基本でございますので、津波が来た段階でそこに逃げなさいよというような趣旨ではないので、そこを誤解されないように、まあ、町としても、しっかりと、まずは高いところに逃げてくださいというような周知を、いま一度進めていきたいというふうに思っております。（発言する者あり）

避難場所については、基本的には町のほうで決めております。町で決めて県のほうに報告をするようになっております。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） 津波等々では、高いところへというのが一番安全な返答だろうと思うんですけども、実は、ある地域の独居老人の御夫人の方が、高いところに逃げてくださいというのですが、私はどうやって逃げたらいいのかねと、まさにそのとおりですが、ある程度の場所を指定していただかないと、私らの足では行かれんよねというようなことがあったわけです。まあ、それは、地域のことを申し上げたら意に反するかも分かりませんが、私どもの地域の自主防災では、津波のときにはここ、一般のときにはここ、というようなすみ分けはちゃんとして、住民の方に納得をいただいているつもりです。

漠然としたものでは、なかなか、一般の方は避難できないと思いますので、その辺も重々検討していただきたいと思います。

避難場所は町が決めたということですが、やはり地元の方にも相談してほしいのになという声もありますので、その辺を再検討していただけたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員の再質問にお答えいたします。

今後、避難所の見直し等が生じた場合は、地元の意見も重々踏まえたくて考えていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） 次に、自主防災組織の進捗状況についてです。

先ほど町長から、49%ということでしたが、いざというときには地域の助け合い、これが一番重要だと思うわけでありますので、これをどういう形で自主防災組織をつくり上げていくかということをお重々検討されて、まあ、先ほど地域に出ていくということもおっしゃっていましたが、早急にそれをやらないと、いざというときには間に合わないんじゃないかなというような危機感があります。といいますのは、2年前の柳井の防災講演会で、地質学者の先生が10年以内には南海トラフは起こるであろうというような言い切り方をされたので、また再度、私は聞きに行ったんですけども、早いよと、今、政府が言われている30年ということとは、まずあり得んであろうということをおっしゃっていました。

その先生は、熊本地震をある程度予知されました。まあ、いつとか言うんではなしに。中央分離帯というか熊本県のほうから三重県のほうまでつながっている線がありますけれども、そういう形で、いつ起こってもおかしくないよと、だから早めに早めに準備しておかないとだめですよという御指摘をいただいています。だから、自主防災組織の啓発活動は、何か新しい方策があれば教えてください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員からの再質問にお答えいたします。

新しい施策かどうかは分かりませんが、以前にもこの場で答弁をさせていただきましたけれど、やはり、地域によってはすごく活発な自主防災活動を行っている団体というのは数多くあります。そういったところを広報に載せて、できていないところもこういったことをやっているよというのを、来年度中からはじめていき……、まあ、自主防災組織の了解を得て、そういった取組をしていきたいと思っております。

近年、学校の教育現場でも、総務課の防災担当の職員が出向いて行って、防災教育というか、そういったことを進めております。子供たちにそういった、防災に関心を持っていただくということは、家に帰って、親や、高齢のおじいさん、おばあさんも一緒におられたらそういったことを一緒になって、再認識していただけるんじゃないかと思っておりますので、町としても、そういったところに重点を置いて進めていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） 学校での防災教育は非常にいいことだと思いますし、どんどん進めていただきたいと思います。まあ、なかなか自主防災で新しい啓発活動も難しいでしょうけれども、やはり、万が一のことを考えながら前に進んでいけたらと思います。

次にインフラ、ライフラインのことをございますけれども、上下水道、道路、多々ありますけれども、これはある程度地域地域で、指定業者が決まっておるんだろうと思います。その辺とのコミュニケーションというか、話し合い等はされておるんですか。

私、今回4人目で、同じような内容になってくるんですけども、業者とのコミュニケーション、先ほどちょっと御説明もありましたけれども、どういう形でされるか、年に何回かされるか、いろんな形で早急に回数重ねられて、しっかりとコミュニケーションをとられることが必要じゃないかと思っております。

それと、まあ、ライフラインというか、先ほど同僚議員が御質問なされたわけですけど、私がいらんことを言う必要もないんですけど、大島大橋、これは生命線であります。前回の船の事故の教訓が生かされておるかということですけど。あのときは周防大島町だけですから周りの市町村から応援が入りましたが、南海トラフ巨大地震の場合は、全く近郊からの応援は



なしということで、独自で対応していかなければならないんじゃないかと思います。それと同時に、津波等があれば港湾施設もおそらくだめでしょうし、このぐらいしか当面はないのかなという想像をしますけれども、災害に強い港の整備も必要じゃないかと思います。

先般のときに水、まあ、飲み水はどうにかなるであろうということで、自分では勝手に思っておったんですが、私は燃料が心配でした。何かあった場合に、工事の車なんか動けないと、車が動けないということがありましたんで、燃料を確保するにはどうしたらいいかということで、これは、当然フェリーに勝手に危険物を積むわけにはいきませんし、保安庁の許可が要ります。副町長と一緒に保安庁に行った覚えがありますけれども、ただ、そのときに、柳井市が持っている平郡航路のフェリー、これがどこかに接岸できんかなということで、平郡フェリーの事務長さんと船長さんをお願いして調べてもらったんですが、100トンちょっとのフェリーでさえ、着ける場所が周防大島町にはないんです。緊急時の場合には、海上輸送が一番いいんですけども、おそらく、津波で駄目であろうということなんで、その辺の対応ができるような港を、できれば確保しておくことが最重要課題じゃないかと思っております。

まあ、人間が生活していくうえには、水とか食料というのは非常に、即、必要なものであります。この辺のことを、先ほど申し上げたように、上下水道とか道路等の整備の業者との打合せ、会合を年に数回持っていただくように、これはお願いをしておきます。これはまた、再度お伺いすることがあると思いますので、よろしくお願ひします。

それと、先ほど町長に御返答いただいた緊急時の医療関係の対応についてですが、大島病院と東和病院、ここは、おそらく地震があった場合には道路が破損したり、いろんなことでなかなか個人では行くことが不可能だと思いますし、まあ、自分の身が一番大事なわけですから、自分の保身から入って、大島病院や東和病院に集合するということもなかなか困難なことが重なるとは思うんですけども、最善、最悪というか、生死の問題、これは自衛隊に頼むかどうかってヘリコプターを飛ばすようにするんでしょうけれども、今の病院のドクター、看護師、関係者の皆様はどの程度の距離からお見えになっているか、ちょっと、分かればお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの大島病院と東和病院の職員がどの地域から通勤しているかという御質問ですけれども、約半数が周防大島町内、約半数が柳井市を含めた周防大島町外から通勤しておるのが現状でございます。

○議長（小田 貞利君） 久保議員。

○議員（13番 久保 雅己君） ありがとうございます。

半数が外部からということであれば、なかなか大変ですね。先般の大島大橋の事故の件の時も

私は大島病院、東和病院にしょっちゅうお世話になっているんですけども、通勤が大変でしたというようなことを看護師がおっしゃっていましたけれども、まさにそのとおりだと思います。

ぜひ、生命が一番大事なわけですから、お手伝いできることは早急にしていただきたいと思います。

これ以上いろいろ質疑しても返答はないと思いますが、インフラの整備等については、また再度聞きたいと思いますが、昔から言われているように、地震、雷、火事、おやじ、まあ、おやじは今、全く威厳ありませんけれども、とにかく地震が一番怖いということで昔から言い伝えられています。今後とも——特に南海トラフ巨大地震については、いい対策方法を皆さんで検討していきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 以上で、久保雅己議員の質問を終わります。

.....

○議長（小田 貞利君） 次に、11番、尾元武議員。

○議員（11番 尾元 武君） よろしくお願ひいたします。

いよいよ最後になりましたけれども、今日は8名の登壇ということで、私が最後であります。

防災に対して4名の方が御登壇された。私はこのたび、地域交通により充実した移動手段をとということで通告をさせていただいておりますが、こういったことに対して、地域が一生懸命臨むという姿を見て、私も参加させていただく中に、本当に地域の自主防災組織というのはこういった交通の面、地域交通の面でもみんなが1つになる姿を見たときに、ここなら自主防災ができてもしっかり1つになれるなという感がしたところがありました。ぜひとも、いろんな形をもって自主防災等々に励ましていただいて、いざというときに備えさせていただければと思うところがあります。

それでは、まず最初に、本年元旦に能登半島におきまして発生しました地震によりまして、お亡くなりになられた皆様、また被災された皆様に対し、心よりご冥福とお見舞いを申し上げる次第でございます。また、復興に携わる皆様方に対して感謝と敬意を表するところでもあります。

さて、公共交通は日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤であります。人口減少や少子高齢化などでバスの公共交通機関を利用する人が全国的に減少し、不採算部門の廃止や縮小などが進んでおります。

本町においても、日常の生活の中で買い物に行くのも困難な方が増えてきています。そうした買い物弱者の防止や高齢者の福祉のため、コミュニティバス等の導入も進んでおりますが、利用者の運送コストは増大し、自治体の財政を逼迫するようになっているのが現実であります。

また、高齢者ドライバーによる交通事故への関心が高まる、運転免許証自主返納の動きが気に

なるところでもありますが、返納後の日常における移動手段はどうなるのだろうか、そうした不安の中で何とか安全運転を心がけ日常生活を送っている声はよく耳にするところでもあります。

人口減はもちろん、高齢化と生産人口、若者の減少という現状の中、日常生活における交通手段の確保、移動手段の問題は、今後、より深刻な事態になることは十分に予想されます。住民の貴重な移動手段であるにもかかわらず、利用者が減少している今の地域交通の実態を踏まえ、本町として、日常生活の中でより利便性のある具体的移動手段をもって、交通弱者対策に臨んでいくべきではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

政府は、地域交通の担い手不足など深刻化していることを踏まえ、規制改革を議論する有識者を交えた会議等で柔軟性のある対応に変わってきているように聞いております。

例えば、今、本町が移動手段として事業展開をしている病院事業局の患者送迎車、また登下校用のスクールバス等が総合的に利用できないものであろうか、調査研究の余地は多分にあると感じるところであります。

また、瀬川産業建設環境部長におかれましては、利便性が高まり、また利用者のニーズに合わせた運行が可能になり、かつ公共交通空白地域の解消を図ることができ、過疎地でも生活の移動手段を確保できる、そういったメリットがあるとされるデマンド交通について、先進地の視察に行かれたと伺っております。

すみたいまちづくりに向けて参考になることと思っておりますので、その報告を求めたいと思います。

また、今後の施策に期待するところでもあります。

どうぞ、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 尾元議員の「地域交通」より充実した移動手段をについての御質問にお答えをいたします。

全国的に自家用車への依存の高まりや人口減少が進む中、バスや鉄道利用者が減少し、民間交通事業者や自治体の財政負担が増加するなど、公共交通事業をとりまく環境は、年々厳しさを増しているところでもあります。

町におきましては、本町がかかえる様々な課題や、より一層厳しさを増しております交通環境等を踏まえ、今後の地域公共交通施策のマスタープランとなる周防大島町地域公共交通計画を令和4年度に策定をしたところでございます。

この中で、町民の移動ニーズや今後の町の目指す方向性なども考慮し、現在運行している公共交通網を生かしながら、町民が安全で気軽に利用できる、持続可能な輸送システムの構築を目指していくこととしております。

令和5年度から、その具体的な公共交通再編の検討に着手をしたところでございます。

見直しの方向性としては、1つ目に、病院送迎バスやスクールバス等を町営バスに取り込み、自家用有償旅客運送として運営をする。

2つ目として、町営バスは、定時定路線・区画運行のどちらか、あるいはその複合を念頭に運行する。

3つ目に、既存のサービス水準、例えば運行便数等はできる限り維持するとしております。

また、運行再編の基本的な考え方といたしまして、1つ目に、現在、防長バスが運行を担う4条路線と自家用有償旅客運送の組合せによる運行とする。

2つ目に、自家用有償旅客運送事業の共同による運行を目指す。

3つ目といたしまして、スクールバスの混乗便・専用便の両方を有効活用していくとしております。

しかしながら、一度に全ての町民の皆様の御要望にお応えできる再編ができるとは限りません。地域にとって望ましい、利用者の利便増進に資する取組となるよう進めてまいりたいと考えております。

まず、令和6年度には、第1次見直しとして、奥畑線乗合タクシーを、現在の決まった時刻に決まった路線を走る定時・定路線から、区間を定めて予約に応じて車両を配車したり、利用希望のある地点まで必要な区間のみを送迎したりする、いわゆるデマンド化と、路線変更の検討に入る予定にしております。

後段の視察の報告につきましては、瀬川産業建設環境部長より答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 視察の報告をという部分について答弁させていただきます。

先進地の視察は、鳥取県の智頭町に行つてまいりました。デマンド方式での取組を実現させて、現在運営をはじめている町であります。その経緯や問題点、そして何よりも実際の運行管理をどのような形で運営しているのかをしっかりと見て、教えていただきました。

智頭町の取組は、共助交通でのデマンド化ですので、本町が取組を進めているバスを利用する交通体系とは少し違いますが、デマンド化という意味では大変参考になりました。

これは、令和6年度に実施を予定している、奥畑線乗合タクシーのデマンドの実証運行や路線変更の取組に向けて、そして、その先の周防大島町全体の交通体系への実現にしっかりと生かしていきたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） 尾元議員。

○議員（11番 尾元 武君） ありがとうございます。

第2次周防大島町総合計画、その中の前期の基本計画というところがありました。そういった中で、自然と共生した快適で活力あるまちづくり、それが第3部の基本目標としてあがっております。令和7年度までの目標のような基本目標もあがっておりますので、本年度は何らかの動きがあるのではないかなという予測もいたしておりましたけれど、順調な流れをもって、こうした地域交通に対して、対応をいただいているように拝させていただいたところであります。そして、今、本当に町民の皆さん、郡内全域でこういった形になればいいのにと希望は、多いのではないかなと思います。

まず、実証的な形で屋代地区を選んでいただいたということで、私も、先ほどからちょっと話しましたが、屋代地区の皆さんの買い物弱者の皆様方の集まり、これは、社会福祉協議会を中心に、毎月のように集まっていらっしゃった。そういった中で、こういった前向きな声が聞けたことは何よりでありまして、具体的に持っていくために、また何か協議会等も開かれる御予定でしょうか、そこをまずお聞きいたします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 協議会というのは、既に周防大島町地域公共交通活性化協議会というのが存在しまして、各地区の代表者、それから民生委員と交通事業者が一堂に会して協議会というものをもっております。

これは、年に3回から4回開催しております。

今の尾元議員の趣旨は、奥畑線をデマンド化、実証運行を開始するにあたってという御主旨だと思います。

これは、協議会というよりも実証運行をする前に地域の方にしっかりと説明をする機会は、絶対に必要であろうと考えております。そういった会は必ず持ちたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 尾元議員。

○議員（11番 尾元 武君） はい、すみません。私の先ほどの発言で不適切なことがございましたので、おわびさせていただきたいと思います。

瀬川産業建設環境部長、ありがとうございます。そういった流れの中で、私も、今後いかにしてよりその効果をあげるかということで、やはりまずはしっかり使っていただく、そのためにどういった、皆様方がどれだけのものを要望しているか、そういったこともしっかりと、調査も必要じゃないかと思う中に、今実際に運行していただいている交通業者、そういった皆様と共に、お互いがないところを補い合うというか、まあそういったところにもしっかりと配慮し、そしてまた民業圧迫というのは、そういった先入観に捉われることのないような形で慎重に対応することも必要じゃないかなと感じておるところであります。そういったところにしっかりと注意いただくということと、あとは、導入自体が目的となってしまう、そうでなくして、走らせること自体が

目的ではなくて、ニーズ、また調査、収支計画が甘いと、ついつい自治体が財政を悪化させてしまう要因にもなりかねないという、そういった他の地域からの警鐘もございますので、慎重に調査も必要じゃないかなと感じておりますので、その旨どうぞよろしくお願いをいたします。

デマンド交通に対して、一番地域で、どの地域でこういった形が本当に合っているか、これはもう走ってみなければ分からないことと思います。そうした中で、規約等も一応基本的なところはどのような形態でやっていくということをつくっていかれることと思うんですけど、毎年、進めば反省、また繰り返しになると思いますので、柔軟性を持ってですね、その地域、地域に合った形の移動手段、そういったところを、しっかり掌握して臨ませていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私が思っている以上に非常に計画的に、事が進んでおりますので、どうぞ大島郡全体の地域交通、そうした生活の交通手段が取れる形に少しでも早く、ここは実証実験の場といたしまして、全体にこういったデマンドの流れが届きますことを希求いたしまして、私からの質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、尾元武議員の質問を終わります。

---

○議長（小田 貞利君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、3月22日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時10分散会

---